

令和7年第6回江北町議会（定例会）会議録									
招 集 年 月 日	令和7年9月8日								
招 集 場 所	江 北 町 議 場								
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	令和7年9月9日 午前9時00分 令和7年9月9日 午後4時28分					議長 井上 敏文		
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 9名 欠席 1名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名		出欠	議 席 番 号	氏 名		出欠	
	1	酒 井 明 子		○	6	土 渕 茂 勝		○	
	2	古 賀 里 美		○	7	池 田 和 幸		×	
	3	田 村 康		○	8	西 原 好 文		○	
	4	江 頭 義 彦		○	9	田 中 宏 之		○	
	5	三 苫 紀美子		○	10	井 上 敏 文		○	
会議録署名議員	8 番	西 原 好 文		9 番	田 中 宏 之		1 番	酒 井 明 子	
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔		○	健康福祉課長		松 田 佳世子		○
	副 町 長	山 下 宗 人		○	地域づくり課長		宮 本 大 樹		○
	教 育 長	吉 田 功		○	農業委員会事務局長		本 村 健一郎		○
	総務政策課長	山 中 博 代		○	会 計 室 長		山 崎 久 年		○
	町民生活課長	吉 原 和 彦		○	こども教育課長		坂 元 弘 睦		○
	町民生活課参事	武 富 和 隆		○					
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	大 島 浩 二							
	書 記	百 武 久美子							
議 事 日 程	別紙のとおり								
会議に付した事件	別紙のとおり								
会 議 の 経 過	別紙のとおり								

議 事 日 程 表

▽令和 7 年 9 月 9 日

日程第 1 一般質問

一 般 質 問 （ 令 和 7 年 9 月 定 例 会 ）

氏 名	件 名 （要 旨）
古 賀 里 美	1. 町営タクシーは本当に実現できるのか 2. 避難所におけるトイレ確保を 3. B & G 海洋センター 今後の方針は
田 村 康	1. 再度問う、上小田地区の住環境改善対策は 2. 社会福祉協議会の介護保険サービス事業廃止後の町の対応について
江 頭 義 彦	1. 江北町の将来像に向かって 2. 危険箇所の安全対策を
三 苦 紀美子	1. 総合排水計画における臨鉦ポンプの位置付けは 2. 大西区の泥土浚渫工事について 3. 町道花祭村内線地滑り対策の進捗状況について
土 渕 茂 勝	1. 家賃補助制度の実施を求める 2. 横辺田四国 8 8 ヶ所巡りにについて 3. 温暖化対策として
西 原 好 文	1. 「都市緑化フェア」我が町の取組みは 2. 町職員の制度改革について問う

午前 9 時 開議

○井上敏文議長

おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名で、議員定数の過半数に達しております。よって、令和 7 年第 6 回江北町議会定例会、会期 2 日目は成立いたしましたので、直ちに本

日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問となっております。

日程第1 一般質問

○井上敏文議長

日程第1. 一般質問。

質問表の順序に従い発言を許可いたします。

2番古賀里美君、御登壇願います。

○古賀里美議員

おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。2番古賀里美でございます。

暦の上では秋ですが、まだまだ残暑が厳しい日が続いております。町民の皆様も体調管理に十分注意されて、くれぐれも御自愛くださいますようお願いということで、質問をさせていただきます。

質問事項、町営タクシーは本当に実現できるのか。

2025年問題。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となった我が国。佐賀県も65歳以上の高齢者が31.7%を占めており、これは約3.2人に1人が高齢者という割合です。

我が町においても、総人口9,559人のうち、75歳以上の後期高齢者が1,502人、65歳以上の高齢者が2,843人という全体の29.7%を占め、今まさに高齢者人口のピークを迎えています。今後ますます高齢化は進み、免許証を返納した高齢者が交通弱者となることが見込まれます。そのため、公共交通確保は重要な課題です。

来年4月開業予定の町営タクシー事業は、町独自の運営という点でほかの市町村からも注目を集めています。町民も大いに期待しています。令和8年4月の開業に向けた現在の進捗状況、開業に当たり見えてきた問題点について、町民に対し情報を示す必要があると思い、質問させていただきます。

質問1です。

現在の事業進捗状況、また、令和8年4月事業開始に向けたタイムスケジュールを教えてください。よろしくお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

おはようございます。古賀議員におかれましては、冒頭、手話で御挨拶をいただきました。ありがとうございました。

今回、古賀議員からは、町営タクシーについて御質問をいただきましたけれども、今議会の冒頭、所信表明の中でも、現時点での現状といいたいまいしょうか、については御説明をしましたが、今回、古賀議員から御質問をいただいておりますので、具体的なやり取りは一般質問にということで申し上げました。

その中で申し上げましたけれども、やはり今大きく時代が変化する中、また、非常に先行き不透明な時代の中にあって、やはり江北町としてはいつも言うように、新しい時代にふさわしい新しい仕組みづくりをしていくことが、新しい時代においても江北町が存在感を持って存続できることにつながるというふうに思っております。

そういう中でも、住民の皆さんの移動手段の仕組みづくりというのは、まさに新しい時代にふさわしい仕組みを構築しなければいけない時期に来ております。住民の移動手段の確保というのは江北町だけの問題ではなくて、今全国的にもいろんな取組がなされて試行錯誤されておりますけれども、私が見るところ、これだという決定打が今打ち出されているわけではないというふうに思っております。

ただ、そういう中で、江北町としては一つの考え方として町営タクシーという、言ってみればキャッチーであり、またある意味刺激的でもある言葉で、新しい時代の江北町における移動手段ということを表現したものですから、大変町内外から注目もいただき、関心を持っていただいているということでもあります。

今の進捗状況ということでいいますと、まずは、今年4月の24日だったですね、江北町では初めてとなります第1回目の公共交通会議を開催いたしました。

ほかの市町では、もう大分以前から公共交通会議というのは開催をされておりましたけれども、ある意味交通の要衝、利便性がある程度やっぱ高い町だったからこそ、開催が今年になって初めてということじゃないかなというふうに思います。

公共交通会議の中では、利用者、また事業者、そして町をはじめとする国、県などの関係機関が一堂に集まりまして、それぞれの立場から今の現状について意見交換をさせていただいたところであります。

そういう中で、江北町としては町も積極的に関与して、江北町の住民の移動手段を確保し

たいということで申し上げました。

その後の予定としては、作業部会といいたいでしょうか、幹事会を開いて、具体的な江北町の交通の仕組みについて成案を得て、第2回目の公共交通会議を開き、そして、実現に向けて準備をするという段取りでございましたが、その幹事会を開くべく、例えばタクシー事業者、また、国や県などの関係機関と個別に協議をさせていただいてきています。計6回に及びます。

ただ、やっぱりその中で明らかになったのは、やはり立場の違いといいたいでしょうか、考えの違いといいたいでしょうか、さらに言うなら優先順位の違いというものが明らかになってきたのではないかと考えています。

特に議会の冒頭に言いましたけども、やはりその事業者の壁というんですか、業界の壁とか、あとタクシー事業ということになれば有償運送の壁とか、また、これに伴う国などの関係機関の壁、そして、具体的な規制の壁というのが大変、想定以上にやっぱり厚いものがあるというふうに思いました。

具体的には、例えばタクシー事業者や国のほうの立場としては、まず、町が考える運送事業をやる前に、そのタクシー会社そのものの存続が危ういんだと。なので、その前に、まずはタクシー事業者の経営に対する支援をやっぱり先にやるべきではないかというのがタクシー事業者さん、また国の立場であったというふうに思っております。

ただ、恐らく全国的に見ても、タクシー事業者に対する支援というものを行っているところはないというふうに聞き及んでおりますし、仮にタクシー会社の支援をしたとしても、そのままタクシー事業として継続されれば、結局タクシー料金で住民の皆さんは利用せざるを得ないということになるわけですが、やはりそういう意味では利用者の方のお考え、特に老人クラブ連合会からの嘆願書によれば、安価に使える移動手段が欲しいというところからも、我々の住民のニーズからは乖離をしているのではないかとというふうに思います。

もちろん来年の4月に何らかの形では、町の移動手段の新しい仕組みとしてスタートさせたいというふうに思っておりますけれども、今のまま今の状況を掘り進んでいっても、果たしてその来年の4月スタートということが見えてくるのだろうかということを今、実は思っております。

そういう中でいきますと、大きく言えば、運送事業には有償運送と無償運送というのがあります。

有償運送というのは、人を乗せて、その対価をもらうという、言ってみれば事業としてやるのが有償運送なんですよね。これについて言えば、やはり国の認可が必要ですし、前提として地域公共交通会議で、ほかの交通事業者との調整が前提になります。

ただ、先ほど申し上げましたように、全国的にも、また県内にも、必ずしも有償運送ということではなくて、いわゆる無償運送の中で、ほぼ同等のサービスが提供できているような仕組みを既につくっておられるというところもあるというふうに聞いております。

ですから、まさに今この9月議会のこのタイミングが、このまま今の道を行くか、それともやはりそれ以外の道を探って、最終のゴールは一緒なわけですから、このゴールに予定どおりたどり着くルートがどれなのかということをやっぱり判断する時期に来ているというふうに思います。

大きく言えば、有償運送か無償運送かということが、今からは判断をしていく必要があるというふうに思っております。いずれにしましても、今の時点で、来年の4月1日からの運用の開始という目標そのものは、今の時点では変えるつもりはございません。

以上でございます。

○井上敏文議長

2番古賀議員。

○古賀里美議員

ありがとうございます。

やるべきことを見える化することで、町民の皆様にも、信頼を得ることにもつながると思います。有償か無償かということもきちんと見極めた上で、スケジュールどおりに進めていただけたらと思います。

次の質問に行かせていただきます。

江北で移動支援チーム発足の新聞記事を拝見しました。

町長は、町営タクシーを検討しているが、町とタクシー事業者と町民主体の活動が三位一体の町民タクシーという方法も考えたいと発言されていました。

そこで質問なんですが、町民が主体となって行われている移動支援の取組について、その成果や意義をどう評価し、また、町の公共交通政策においてどのように位置づけているのかお聞かせください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ただいま古賀議員から御質問いただきましたけれども、実は住民主体といいいましょか、言ってみれば共助の中で、住民の皆さん同士が助け合いの一環として、例えば通いの場への移動支援を行うということについては、江北町では2019年に浪花区で通いの場合の移動支援ということでスタートをいただいたのが最初だったかと思います。

恐らくこの前に下分で通いの場への移動支援がスタートしたんだと思いますが、いずれにしても、通いの場という前提で、またそこに同じように通われる住民の方が、要はついでに乗せていってあげるというようなことから、そういう意味では江北町での移動支援がスタートしたんじゃないかと思います。

その後、浪花、上惣というふうに、また今では新宿も取組をしていただいているように、各区ごとに、例えば通いの場への移動について、そうした動きというのがスタートしてありました。

そういう中で、それをさらに充実をさせた形で、2024年の7月に大西地区で未来ネットワークの会というものを発足されて、通いの場に限らず、日常生活に必要な移動について、お互いさまの精神の下、移動支援がスタートしたわけであります。

さらに言うと、今年の7月28日に、これは新聞でも取り上げられましたけれども、今度はこれを町全体にエリアを広げて、通いの場にとどまらず、いろんな通院を含めた日常生活の移動支援ということで、江北町移動支援チームというのが発足をしましたし、その発足式にも出席をさせていただきました。

町として今新しい時代の新しい仕組みとして、江北町ならではの移動手段を検討している中で、こうやって住民主体の動きが始まったというのは大変ありがたいことであります。

そういう意味では、先ほど申し上げました公共交通会議以後の町の動きとしては、本格的にこうして住民主体の移動支援の動きが出てきたというのも一つあるのではないかというふうに思っております。

ですから、町は町で、住民は住民でということではなくて、やはりこれが一緒になってベストミックスといいいましょか、やはりそれが先ほどから申し上げている江北町の次なる目標になるのではないかなというふうに思っております。

恐らくこの後また御質問もいただくというふうに思いますけれども、一方で、それをなり

わいとしておられる事業者の方もおられます。できればその事業者、民業圧迫的になるのではなくて、やはりこういう事業者の方も含めて、事業者の方、そして住民の皆さん、そして町も一緒に三位一体で新しい江北町の移動手段というものができればというふうに思っております。先ほど有償か無償かということは、仮にこの形がある程度明らかになったときに、これが有償とするのか、無償とするのかというところで、実は大きく違ってくるんですよという意味で言ったところであります。江北町としても、やはり住民の皆さんの動きというのは大変ありがたいというふうに思っておりますし、繰り返し言いますが、事業者も含めたやっぱり三位一体で新しい仕組みをつくっていく必要があるというふうに思っておりますので、大変期待もしております。

以上です。

○井上敏文議長

2番古賀議員。

○古賀里美議員

町長が言われるように、三位一体となる町営タクシー事業に私も大いに期待したいと思いますし、地区の方のそういう支援というのは本当にありがたいということで、いろいろと広めていきたいと思えます。

次の質問に行かせていただきます。

町営タクシー事業により、町内の構内タクシー事業者、個人タクシー事業者の営業に影響を与えるのではないかと懸念しています。

そこで質問なんですが、町内の個人タクシー事業者との協議は進んでいるのでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほどから申し上げておりますとおり、公共交通会議以降、6回に及ぶ協議のほとんどはタクシー事業者の方との協議であります。

タクシー事業者といいましても、江北町の場合は、2つの事業者があられまして、やはりそれぞれお考え、または事情が違うというふうに考えております。

具体的な名前は申し上げませんが、構内タクシーも含めて担っておられている事業者さんと、それと上小田地区で、それこそ炭鉱時代から事業を行っていただいている個人経

営でやられている事業者さん、2つあります。

まず前者のほうで言えば、既に現在では江北町じゃない会社の経営ということになっておりまして、先ほどから申し上げているタクシー事業者に対する経済的な支援を求められているのはこちらのほうであります。

何を言いたいかというと、まず、江北町が考えているいろんな事業に協力するも何も、まずは自分のところの支援をしてもらった上でないと、なかなか手が出せないというようなことをおっしゃっております。

一方で、上小田地区の事業者の方におかれては、先ほどから申し上げているとおり、個人で事業をされておられています。

そういう中で、なかなか御自身の体力的な面も含めて、今後の事業継続は難しいのではないかとということでお話をいただいております。

ですから、決して民業圧迫という意味ではなくて、まさに先ほど三位一体と申し上げたのは、こうしたそれぞれの事業者の将来展望の中で、江北町の仕組みづくりに協力をいただくということもできるんじゃないかなというふうに思っていることでありまして、恐らくこれからこの両事業者さんとも、やっぱり一定、最終的に結論を出す必要があるというふうに思っておりますが、なかなかそのタクシー事業者の経営支援みたいなことというのは、やはりほかの自治体を見ても事例がありませんし、我々としてはそれを優先というよりは、一にも二にも住民の皆さんのやっぱり移動手段の確保ということの中で、ぜひ事業者さんにも協力をいただければという思いであります。

以上です。

○井上敏文議長

2番古賀議員。

○古賀里美議員

ありがとうございます。

町営タクシー事業は、町民の足を守る取組であり、事業者との協議は必要不可欠だと思います。民間事業者の圧迫にならないのかなど、歩み寄りを重ねていただいて、双方にとって実りある形にしていきたいと思います。

次の質問に行かせていただきます。

4月に一度開催された地域公共交通会議、協議内容、また、今後の会議をどのように進め

ていかれるのか、お聞かせください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほどから申し上げておりますとおり、実はこの有償運送で行くか、無償運送で行くかによって、実は地域公共交通会議の位置づけというのは全く変わってきます。

というのも、仮に有償運送でいくということになれば、当然、一定の認可などの手続が必要になるわけですし、国としてはその前提として、関係の事業者との調整が済んでいるということにならないといけません。済んでいる証というのが、この公共交通会議の中で関係事業者にも了解を得るということになっています。

ただ、今申し上げたとおり、事業者の中には、まず江北町の新しい取組よりも何よりも先に、やはり自分のところの支援をしてくれなければ、江北町の新しい取組には賛成できないということであれば、言ってみればそこをやらない限りは公共交通会議を開いても了承を得られない。得られなければ、仮に有償運送でいくとした場合に実現ができないということになるのであれば、先ほど申し上げたように、無償運送ということも一つの考えなのではないかというふうに思っております。

無償運送ということは、要はその法の適用を受けないわけですから、適用を受けないということが確認できれば実施ができるということですし、実は県内にも、もう平成30年からそうした無償運送の仕組みを使って、住民の皆さんの移動を確保されているような取組もされておりますし、先日、私どもも勉強に行かせていただきました。ですから、その判断がもう間近に迫っているというふうに思っています。

一つ仮に無償運送でした場合に大事なのが、やはり継続性ということなんだと思います。

大変失礼な言葉ですけれども、今の移動支援の現状を見ると、言ってみれば老老送迎といいたいでしょうか、通いの場に行く高齢者が高齢者を乗せていくとかいうことですし、今回、移動支援チームを立ち上げていただきましたけれども、少なくとも今の時点では、同じ高齢者でも元気な者がやっぱりそうじゃない人たちの応援をしないといけないということになっているわけですね。ですから、そこに町がやはり一定こう関与するということであれば、やはりその持続性ということを担保できるためには、町の関与というのにも意義があることではないかなというふうに思っております。

今まで町営タクシーという言葉を使ってきましたし、江北町の新しい時代の移動手段の仕組みという意味で、象徴的に町営タクシーという言葉はこれからも使うというふうに思いますけれども、ある意味タクシーという言葉自体が有償運送を指す言葉なんですよ。町営ということは、言ってみれば、まさにそれを事業としてやるということを普通は言うわけです。ですから、象徴的な意味で、町営タクシー的なということではあると思いますけれども、やはり今私が思っておりますのは、必ずしもそういう方向だけではなくて、言ってみれば先ほど言ったように三位一体で、町ぐるみで住民の移動手段を確保するための仕組みと、ちょっと長くなりますものだから、何か代わりにもっといい名前がつけられればなというふうに思っているんですけれども、そういうことも一つの方向性だというふうに思っております。繰り返しになりますけど、地域公共交通会議の位置づけもこれからの進め方次第で変わってきますということであります。

以上です。

○井上敏文議長

2 番古賀議員。

○古賀里美議員

ありがとうございます。

町民の移動は生活の基盤であり、切実な課題だと思います。せっかく発足した組織なので、実効性ある運営をしていただきたいと思います。町営タクシー的な事業、町長が言われるように、来年の4月には必ずというか、どちらかの形で開業できるようにという考えで、取り方でいいでしょうか。ありがとうございます。

すみません、そしたら次の質問に行かせていただきます。

避難所におけるトイレ確保。

政府は、災害時における避難所のトイレ数を、発災後初期段階では50人当たり1基とする基準を示しました。

先日の新聞記事によると、町はトイレ設置基準についての調査に対し、基準を満たしていない、また、今後も満たすことは困難と回答されました。避難所で十分なトイレが確保できなければ、感染症の拡大、被災者の心身の負担となり、健康障害を引き起こす等、命につながる重要な問題となると思います。

そこで質問なんですが、今後も基準を満たすことが困難と判断した理由、その根拠をお聞

かせください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

皆さんおはようございます。ただいまの古賀議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回のアンケート調査につきましては、各自治体の地震・津波被害想定における最大想定避難者の人数に対して行われたものでございます。

当町におきましては、佐賀県の防災計画において、県内への影響が最大になる地震として想定をされています佐賀平野北縁断層帯において、震度7の地震が発生した場合の江北町の想定避難者数が約4,800人ということでございますので、これに対して回答を行ったものでございます。

これについては、県内各自治体に聞き取りを行いまして、各市町で考え方は様々あるようでございますけれども、国が示しているトイレの設置基準につきましては、災害発生初期段階においては、50人に1基のトイレが必要ということでございますので、4,800人に対しては96基が必要ということになりますけれども、現在、町内の11か所の指定避難所に設置してある既存のトイレは94基ということでございまして、2基不足することとなりますので、これを今後も満たすことは困難ということで回答をしたというものでございます。

しかしながら、設置基準は仮設トイレや簡易トイレなども含めてのものでございますので、本来であれば、これらも含めて回答すべきであったというものでございます。

新聞に掲載された記事を御覧になった皆様は、大変御不安に思われたことと思いますけれども、実際、町のほうには災害用トイレ13基、そして、組立て式の簡易トイレ24基も含めまして、合計131基の備蓄がございまして、みんなの公園のほうにはマンホールトイレもございまして、実質的には基準を満たしているということでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

2番古賀議員。

○古賀里美議員

ありがとうございました。

能登半島地震でも解消されなかったトイレ不足に伴い、避難者の体調不良が浮き彫りにな

りました。

災害時、避難者の多くがトイレ不足、不衛生さを恐れて、水分や食事を控える行動が見られ、その結果、脱水症状やエコノミークラス症候群、便秘、尿路感染などの健康障害が発生するリスクとなりました。

政府の基準を満たしていない、今後も満たすことは困難と答えた我が町、新聞記事を見た町民の皆さんも不安に思われたと思いますが、先ほどお話を伺いましたら、避難所の11か所、それと災害用のトイレ、マンホールトイレがみんなの公園、簡易トイレも合わせますと113基ということで、十分とはいえませんが、ほぼ確保できているということで説明があり、町民の皆さんもこれで安心されたと思います。

次の質問なんですが、他自治体では仮設トイレの広域調達協定の締結や民間事業者との連携を図っていますが、町は災害時のトイレ確保のためにどのような取組を行っているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

古賀議員の御質問にお答えしたいと思いますけれども、先ほどのトイレの総合計の数字につきましては131基ということでございますので、よろしくお願いいたします。

では、御質問にお答えしたいと思います。

広域調達協定の締結や民間事業者との連携を図っているということで、町の取組、どのようなことかということでございます。

県市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領によりますと、以前、新潟県や兵庫県のほうで発生をした直下型地震の人口に対する避難率を基として、想定避難率を算出されております。これによりますと、保有する備蓄の数量等は、想定避難者数として人口の5%ということで見込まれているところでございます。

当町におきましては、約500人の避難者が想定をされているということでございまして、現在、指定避難所のトイレは合計94基ということで、5人に1基は確保できているということでございますけれども、災害用トイレ13個、組立て式簡易トイレ24個と併せて対応をすることとしております。

また、御家庭のトイレが使用できなくなった場合を想定いたしまして、携帯用のトイレに

については3,800個を備蓄しているということでございます。

なお、現在、トイレの確保に関する協定等はございませんけれども、災害時にほかの市町に応援を要請する必要があるという場合には、佐賀県・市町災害時総合応援協定に基づき対応をするということになります。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、古賀議員からは、去る8月18日付の佐賀新聞記事に関連して御質問をいただきました。

先ほど担当課長が申し上げましたけれども、我々の設問の読み込み不足、また知識不足によるものが大きかったんじゃないかなというふうに思います。ほかの市町のことをとやかく言うつもりはありませんけれども、恐らく設問の捉え方次第で、その回答には大分ばらつきがあるように思いましたけれども、そういう中でも、江北町に限って言えば、そうした設問をうまく理解できずにきちんとお答えができなかったことと、ある意味生真面目にお答えをしてしまったことがあつた記事になってしまったというふうに思います。実態は、先ほど課長が申し上げたとおり、金輪際トイレの整備はしませんみたいな、足りませんけれどもしませんみたいな、やっぱりああいう記事が出てしまうと、住民の皆さんも大変不安に思われるんだというふうに思います。ぜひ今日のこの一般質問のやり取りがその不安払拭につながればと願うばかりでありますけれども、今回の記事について言えば、そうした我々の理解不足、またその設問の捉え方の違いということが大きかったんじゃないかなというふうに思います。

それはそれとして、先ほどから御指摘いただいておりますとおり、大事なことは避難時におけるやっぱりトイレの確保ということだと思いますので、今回のお答えとは別にしても、やはり住民の皆さんが安心して避難ができる、そして継続的に安心して避難生活を送れる環境づくりというのはしっかりこれからも努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

2番古賀議員。

○古賀里美議員

ありがとうございます。

それを聞いて町民の皆さんも安心されたと思います。避難時のトイレ整備は人の尊厳を守る要です。工夫と計画で前進を重ね、町民の安心・安全につなげていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後の質問に行かせていただきます。

B & G海洋センター今後の方針は。

令和6年3月議会で、使用停止中のB & G体育館、温水プールの今後の方針について質問いたしました。町からの明確な回答はありませんでした。

最近になり、町は取壊しの方向で検討を進めているのではないかと声を耳にしております。町民の間では、体育館は取り壊されるのか、それとも改修して引き続き利用できるのかといった不安や疑問が広がっています。

町として、現在使用停止中のB & G体育館、プール等の施設について、取壊しの方針なのか、それとも改修して引き続き利用するのか、今後の方針について明確な回答をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、古賀議員からは、B & Gの体育館、またはプール、トレーニングセンターの今後の在り方についてということで御質問をいただきました。

この件についても、もうここ数年来、事あるごとに御質問をいただいて、なかなか我々執行部として明確なお答えをできずにおりましたが、3月議会だったですか、今年度中に具体的な方針を打ち出しをしたいということで申し上げておまして、現在、最終的に取りまとめ中ではありますけれども、先ほどもおっしゃったように、既に取壊しで検討しているんじゃないかというそういったことも含めて臆測といいたほうがいいか、広がっているということです。ですから、せっかくの機会でありますので、ここで一定、今の時点での町での検討状況といいたほうがいいか、方針について少し御説明をしたいと思います。

それに当たっては、B & G体育館、それとプール、トレーニングセンターに加えて、同一敷地にあります老人福祉センター、こちらについても、かねてから老朽化について指摘をい

ただいておりますものですから、現在、この3つを、特に町内の施設の中でも狙上に上げて検討してまいりました。最終的には、この3つの施設については解体をしたいというふう
に今のところ思っております。

少し試算を今しております。仮にこの3つの施設に改修、修繕を行った場合、費用としては860,000千円ほどかかるという試算をしております。当然、解体をすれば、一定費用がかかるわけですが、こちらについては140,000千円ほどの解体費用がかかるのではない
かという試算をしております。

もちろん、必要な施設であれば、それだけの改修費用がかかったとしても維持をしなければいけないということになりますけれども、また個別のこれから御質問をいただくかもしれませんけれども、B & Gの体育館については、今既にこのB & Gの体育館ができた後にもネイブルができましたし、さわやかスポーツセンターもできましたし、小・中学校の体育館もあります。教育委員会としては、そうした利用の調整をすれば、B & Gの体育館は解体をしても住民の皆さんの利用には迷惑がかからないということが教育委員会の考えでありましたので、それを前提として、先ほどの経費も踏まえて解体をしたいというふうに思っております。

また、老人福祉センターについても、いわゆるこれは法律に基づく必置施設、要は自治体であるならば、必ず置かなければならないという施設ではありません。これについても健康福祉課のほうで県内の状況等も調査をいたしまして、老人福祉センターは町に必ず必要な施設ということではないということであるとか、当初の建設の目的であるとか、現状の利用状況等を考えれば、なかなかここも老朽化が激しくて、そのままに高齢者の皆さんにエレベーターはない、トイレも不備という中で、本当にいわゆる高齢者の皆さんに自信を持って使っていただける施設なのかということもありまして、今回はこちらについても解体のほうで今検討しております。

この後、また田村議員から社会福祉協議会の事業の件についても御質問をいただきますけれども、これまで社会福祉協議会では介護保険事業を行ってまいりました。特にデイサービスについては、やっぱり一定の設備が必要であったわけですが、今回、社会福祉協議会では、介護保険事業については、今年度をもって廃止するということになるものですから、そうなりますと、これまで指定管理で社協にお願いしておりましたけれども、必ずしも社協そのものもそうした設備が必要ではなくなるということになるものですから、この3つにつ

いては今申し上げたような個別の利用状況も含めた上で、最終的には廃止ということで考えをまとめ、また、しかるべき時期に議会の皆様方にも御報告をしたいというふうに思っておりますが、途中経過として御理解いただければと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

2 番古賀議員。

○古賀里美議員

ありがとうございました。

取壊しの方向で検討されているということで、あの敷地がどうなるのかがちょっと分かりませんが、我が町でも年間 1 万人以上が利用している B & G 海洋センターのスポーツ施設なんです。子供や高齢者の活動の場、そして災害時の避難所といった施設でもあります。取壊しを選択するのであれば、B & G 海洋センターの代替などをどのように確保されるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

古賀議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど町長も答弁の中で話があったかと思いますが、トレーニングセンターで活動されている団体の今後の活動場所はということだと思います。

こちらについては、活動の場所であったり曜日、それと、活動時間を調整することで、現状の活動が可能であるということで、こども教育課のほうでシミュレーションを行っております。

なお、登録クラブの代表者で施設利用を、年間で曜日とか時間とかを計画してもらっているわけですが、その中でも調整をさせていただきたいというふうに考えております。

以上であります。

○井上敏文議長

2 番古賀議員。

○古賀里美議員

トレーニングセンターだけが今利用されているクラブが多いですね。あとは体育館も

使っていないし、ということは、代替の場所を準備していただけるんですが、使用料も据置きという形でお願いできるんですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

古賀議員の御質問は、解体をしているときに、ほかの場所でということですよ。

それについては、既存のさわやかスポーツセンターであったり、小学校、中学校の体育館、ネイブルの体育館、それから保健センターの集団指導室など、ほかの場所で曜日とか時間を調整させていただきますので、使用料についてはそちらの場所の使用料をお支払いいただくことになると思います。

以上であります。

○井上敏文議長

2 番古賀議員。

○古賀里美議員

一番心配なのは、トレーニングセンターの年間利用者が 1 万人なんですけど、その取壊しをしている最中はそちらのほうの施設を利用しますよね。既存の料金ということが分かりました。

取壊しをした後に、そういうトレーニングセンターの代替が建つという考えでいいんですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

再質問にお答えしたいと思います。

新しく建てるのではなくて、既存の施設で時間とか曜日を調整させていただくことで、現在の延べ 1 万人の利用については足り得るというふうに思っております。

以上であります。

○井上敏文議長

2 番古賀議員。

○古賀里美議員

足りるとおっしゃいましたが、年間いろんな施設の利用者の時間の割り振りとか、本当に大丈夫なんですか。結構町外の方も使っていらっしゃいますよね、いろんな施設を。それで、その1万人の利用者の時間帯を入れ込むということですよ。本当に大丈夫なんですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

お答えしたいと思います。

先ほども答弁でお話をしましたが、年に1回、登録クラブの代表者の会議をしております。その中で優先的に場所であったり、曜日であったり、時間であったりというのを調整させていただきますので、町外の方がスポット的に利用されとか、そういうのではなくて、ちゃんと曜日と活動団体をシミュレーションして組み込んでおりますので、そこについては足り得るというふうに考えております。

以上であります。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、古賀議員から御質問いただいたのは、ここ数年来の懸案といいましょうか、課題であったB&G関連の施設について、最終的にどうするんだという基本的なやっぱりその方針を今回示せという御質問だったというふうに思います。

まだ正式に、明確に方針としては発表といいましょうか、公表はしておりませんが、今回、御質問もいただいておりますし、既にここに至るまでにいろんな検討をしておりますものですから、大きな方針として解体の方針を最終的にしたいと思っているということを今回、申し上げたわけであります。

先ほどから教育委員会も答弁しておりますけれども、多分、回答に困っているのではないかなと思います。やはり実際、今まで住民の皆さんに利用していただいていた施設を廃止するというのは、物すごい大きなことなんですよ、その影響も含めて。

ですから、今後、具体的に廃止をするということを多分、発表するに当たっては、恐らく教育委員会も、そして健康福祉課も、もちろん執行部としてということではあるんですけれども、やはりそういう丁寧な対応をする必要があるというふうに思いますけど、多分、今の

時点では手持ちはあまり持っていないと思います。

ただ、基本的な考えとして廃止をしても、調整をすれば大丈夫ですということでしたから、今回そういう方針に至っているわけですし、老人福祉センターについても、県内ほかの状況を見て、必ずしも必置の基幹施設ではないということでもありますので、大きな方針として解体の方針であるということを今回、お答えするまでで御理解いただければと思います。いずれにしても、仮に解体をするということであれば、来年度の当初予算に早ければやっぱり組み込むということになります。

そうなりますと、これから年度後半、来年度の予算編成作業に入るものですから、ですから、実はそれでもあまり時間がないということですので、簡単に廃止ということには多分ならないだろうなというふうには思いつつも、基本的な考え方としては、やはり今回廃止をしたいということです。

最後に1つだけいいますと、先ほどちょっとおっしゃいましたけど、その後はあそこはどうなるのかということなんですけれども、御存じのとおり同じ敷地の中には全天候型運動広場というものがあります。この施設は大変、町外の皆さん方からも評価をいただいています、やっぱりそういう天候に左右されず、一定の催しができるということでもあります。

ただ、そう言いながらも、風は吹き込むし、灯りは暗いし、これも大分老朽化が進んでおるということなんです。ですから、これもまた廃止の方針と併せてきちんと御説明しなければと思いますけれども、私自身の考えとしては、その分、あの全天候のスポーツ施設の機能をやっぱり充実、強化させたいというふうに思っております。

県内でいくと上峰町に同様の施設があるんですが、横はアコーディオン式の壁になっていて、下は少し柔らかいアスファルトだったか、人工芝だったか、要は半屋内、半屋外みたいな施設を持っておられるんですよね。ですから、今申し上げたように、単純になくすというだけではなくて、やはり江北町にしかない施設については、さらに機能を強化していくということが大事なんじゃないかというふうに思いますので、そうしたことも含めて、方針としては申し上げられるようにしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

2番古賀議員。

○古賀里美議員

ありがとうございます。ぜひ実現していただきたいと思います。

B & G海洋センターは、長い間、町民の皆さんにスポーツや交流の場として親しまれてきた施設です。取壊しという判断であっても、その歩みと役割をしっかり受け止めながら次の世代につなげていくことが大切だと思います。町民の期待に応えられるような施設づくりをどう進めていかれるのか、その思いを伺って、私の一般質問を終わりたいと思います。

○井上敏文議長

答弁は要りますか。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

繰り返しになりますけれども、江北町は新しい時代の新しい仕組みづくりを進めております。

そういう中で、これまで町が要していた施設についても、やはり一定の見直し、整理をする必要があると思います。何かを廃止すれば大事にしていけないという言い方をされますけれども、逆にそうした整理をし、必要なものを残すということこそが、やはり実際、町にあるものを大事にするということだと思っております。

だからといって、一方的に進めるつもりはありませんので、議会の皆さん方をはじめ、住民の皆さん方にもきちんと説明をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○井上敏文議長

2 番古賀議員。

○古賀里美議員

ありがとうございました。これで一般質問を終わらせていただきます。

○井上敏文議長

2 番古賀里美議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時 5 分。

午前 9 時55分 休憩

午前10時 5 分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

3 番田村康議員の発言を許可します。御登壇願います。

○田村 康議員

おはようございます。3 番田村康です。通告に従い、2 項目質問させていただきます。

1 項目め、再度問う、上小田地区の住環境改善対策は。6 月の一般質問と同じ内容になりますが、再度質問させていただきます。

6 月の一般質問で、役場の皆様の力と知恵をお借りして、この問題に取り組んでいきたい。一度にたくさんのことはできないと思うので、優先順位を決めて、できるものから1 個ずつ町に要望をし、地区が少しでもよくなればと思っています。よろしくお願いしますと優しく質問しておりました。

その回答として、そのときの基盤整備課長は、電線が絡まった樹木については電線の管理者に対応をお願いする。また、公民館周辺の大木については、町有地に生殖していれば町で対応し、個人所有の場合は所有者に適正な管理を依頼していくと言われました。

一番危険な大木は現地を見ただけ。また、空き家問題は家主に1 度会っただけで進展なし。これがどのようにになっているのか、何の連絡もない。こういった状況では地元の方も納得されません。これらについて現在どのように対応されているか、お尋ねしたいと思います。

まずは、パワーポイントを見ながら補足します。

(パワーポイントを使用) これは通行を妨げる大木。他人の土地に木がかぶさっている。電線が絡まって、非常に危険。

これが通行を妨げる大木の中の空き家ですね。こういう状況の所有者がいる空き家です。

これも大木の下の所有者がいる空き家。ここには、そのときは基盤整備課の方が1 度だけお話しに行って、あとは話にならなかったということでお戻りになった所有者のある土地です。これが今、この地域の一番やらなければならない大木だから、もう少し所有者と話をしてもらって、話を進めてもらいたい。もしできなければ、我々がまた行ってお話をするとか、こういう状況で、ひどい大木になっております。大木の中はですね。このような状況です。

以前、九電、N T T と電線の話合いをするため、2 回現地に行ったのですが、現地立会いに必要な業者は来ておらず、何一つ前に進まないまま3 か月過ぎました。3 回目でやっと九電、N T T さんと話合いができ、そこで1 つ目の質問です。その後、九電、N T T との話合いをされたのでしょうか。もし話合いをされたのであれば、結果はどうだったのでしょうか。お答えください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

皆さんおはようございます。田村議員の御質問にお答えいたします。

田村議員におかれましては、上小田の空き家対策、排水・浸水対策、住環境改善ということで、様々な場面で御協力をいただいております。感謝申し上げる次第であります。

田村議員の御質問にお答えをいたします。

九電、NTTとの話合いにつきましては、8月22日、日の出区の区長、公民分館長に立会いをお願いし、実施をいたしました。この際には田村議員にも立会をいただいております。

結果といたしましては、9月補正予算で日の出区の公民館敷地の伐採費用を計上いたしております。予算可決後の10月に伐採工事を実施予定でありますので、施工業者が決まりましたら、電線、電話線の保護について、NTT、九電等と打合せを行いたいと考えております。伐採の工期につきましては2週間程度を見込んでおり、10月末までには完了の見込みであります。

これまで連絡が足りていなかったことについては、おわびを申し上げます。また、今後とも議員、地元と一緒に問題解決に取り組んでいきたいと考えておりますので、御協力についてよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

3番田村議員。

○田村 康議員

ありがとうございます。

では次に、一番の問題となっている大木の処理、また空き家の持ち主との話合いについて、その進捗状況を報告願います。お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田村議員の御質問にお答えいたします。

日の出区公民館町有地の西側に隣接しております、現在空き家となっている持ち主の方と

の話し合い、進捗状況につきまして御報告いたします。

地権者については2名おられます。1名は長崎県に住民票のある方、もう一名は県内に相続人がおられる方です。

ちょっと画面で説明をしたいと思います。

(パワーポイントを使用) 画面のほうをちょっと御確認いただきたいと思いますけれども、赤の部分が町有地、白の部分が個人の方の所有地ということになります。

町有地については町で伐採を予定しておりますけれども、その先の個人の所有地につきましては、ちょっと写真を見せますけれども、こういう形で樹木が生い茂っているような状態です。通路が通れないような状況ということで、私も現地のほうに確認に行っていました。

その後の進捗状況についてですけれども、写真のほうで①、②というふうに表示しておりますけれども、①のところが長崎県に住民票のある方の所有地です。実際に長崎のほうに職員出向きまして、地権者の妹さんとは会うことができました。しかしながら、地権者の本人さんとは30年間音信が不通だというふうに聞き取りをしております。妹さん自体は、この日の出の土地については御存じないということで、今後はその地権者の方のちょっと追跡調査というか、そういったところを始めていく必要があるなというふうに思っております。

②につきましては、県内に相続人さんが3名ほど確認できております。ここにつきましては、町の伐採に合わせて所有地の大木を切るというところを提案しておりますけれども、今のところ、家族内でちょっと協議をしたいということで聞いております。現在まではまだ回答をいただいております。

取り急ぎは一步でも進めていきたいと考えておりますし、町有地分については地権者の回答を待つことなく、実施をしたいというふうに考えております。

以上であります。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

ありがとうございます。

そしたら、土地の所有者と話し合いができるように、早めに、我々も協力して一緒にやりますので、よろしくお願いいたします。

次に、側溝の問題ですが、これは町内のある場所の側溝ですが、人がちょっと階段のところを、網がなかったものですから、町に頼んで設置してもらったんですけども、これが網でぶよぶよしていて、とても危険な状態になっております。せっかく設置するのであれば、しっかりとしたものをつけていただければよかったのに、取りあえずつけたような対応ではかえって危険になったので、再度考えをいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

御質問にお答えいたします。

側溝蓋については、寸法が95センチ掛け75センチということで、材質についてはポリエステル製高耐久ネットというネットで施工しております。

このように施工した理由としては、道路と宅地に30センチ段差がございます。そのため、道路のほうにすりつけて固定をするために、このような方法としているということが1つ。それから、側溝につきましては、コンクリート蓋を設置できる構造になっていない。要するに、引っかけの部分がちょっとつくれないというところで、このような施工にしているということでありました。

私も現地のほうを確認いたしましたけれども、ネットについては四隅に大体4か所から5か所、合計20か所、ビスで固定をされております。隙間なく固定をされておまして、人が乗る程度の荷重には耐え得るようになっております。実際、私も乗ってみましたけれども、やはりたわんでおります。グレーチング等に比べては、乗ったときに不安定かなという印象を受けました。

あと、道路の出先のほうにガードパイプが設置されておって、そこを踏み込んで道路のほうに行けないということでもありますので、通常はちょっと通らないようなところかなと思います。

あとは、恐らくこれは夜間は大変見えにくくて、間違えて踏む可能性があるなというふうにしたところでもあります。ちょっと受け止めとしては、そういうような受け止めであります。

以上です。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

これは私も二、三回踏んでみたんですけれども、下に1メートルぐらいの深さがあるんですよね。だから、これでもし落ちた場合、そこら辺を考えたら、やっぱりもう少し、何か宮本課長、意外と簡単に考えているみたいだったものですから、これはちょっともう少し考える必要がありますよということでお話ししたんですけれども、ビスだけでやって、自分なんかは105キロぐらいあるものですから、やっぱりそういう体重を考えて、宮本課長は俺の半分ぐらいだと思うからいいけど、やっぱりもう少し見てもらいたい。

それと、何というか、業者に任せっきりじゃなくして、これはやっぱりつけたらつけたで現場を見てしないと、ちょっと役場の方に言ったら、これはあの人に任せたですもんねという逃げ方をされたものですからね。そういうのじゃなくして、やっぱり何でも責任持ってやってもらわないと、けがした後じゃアウトだから、これはさびたら駄目だと思うからもう一度見ていただきたいと思いますが、どうですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

お盆のときだったですかね、職員から連絡がありまして、田村議員が町道の草刈りをしてくれていますと言われて、その日も大変暑い日だったものですから、大変ありがたくはあったんですけど、またそれで体調でも崩されたらどうかと思って御自宅のほうに伺っていたら、昼からはゆっくり休養されておられるということでしたので、安心はしましたけれども、先ほど課長も申し上げましたけれども、本当にいろんなところで御協力といいいましょか、御尽力いただいておりますこと、お礼を申し上げます。

今ここを、例えば、グレーチングを特注で作るとかできるのかなとちょっと思いました。もしこれで不安ということであればですね。先ほどから御指摘いただいているように、なかなかやっているのに、それをきちんと共有しないもんだから、やはり外形的には何もやってくれていないというふうに思われるというのはとってももったいないし、本来だったら、やっぱり言われたことなので、それをお返しするというのが大事だと思うんですけどね。だから、少なからず実は対応はしているというのが今回は御理解いただけたらありがたいなと思います。ただ、全部できるわけではないということも御理解いただかないといけなけれ

ども、当然できるほうに向かって一緒にいろいろやらせてもらいますけれども、時間がかかるものもある。調整をする必要があるものもある。結果的にできないものもある。だからこそ、やはり逐次、情報共有をする必要があるというふうに思いますし、今回も、先ほど体重は半分ぐらいですけど、課長自身も現地に行って確かめてみた結果ではありますが、ちょっともしこれで御不安ということであれば、さっきあったように、高耐久性ではあるんですけど、安心感。安全かもしれないけれども、安心じゃないということなのかなと。底が見えますしね。ちょっとここは対策は1回引き取らせていただいて、何かほかの方策がないかは早めにまた検討して、御相談しながら検討したいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

町長ありがとうございました。

私も一遍に何でもやってほしいわけじゃなくて、自分たちも一歩ずつ前に進みたいというのがあるもんですから、そこら辺で、やっぱり予算もありますし、だから、この地区だけですれば相当なる金額が出ると思うんですよ。だから、なるべく安く安全で、そういうのをやっぱりやりたいもんですから。そして、区長、公民館長、区民の方、一生懸命応援してくれるもんですから、そこら辺をやって、進みたいと思っております。

次、2 番目に行きます。

2 番目、社会福祉協議会の介護保険サービス事業廃止後の町の対応について。

7 月の議員例会のときに、江北町社会福祉協議会で実施されている介護保険サービス事業が令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止されとの報告を受けました。廃止の理由として、介護保険事業に対する社会福祉協議会の役割は終わった。また、民間の介護保険事業所が複数開設されたことで利用者が減少し、今後も増加が見込めないとのことでした。

社会福祉協議会の今後の対応について、利用者への対応、これまで働かれていた職員さんの対応について説明を受けました。

ここでパワーポイントを見ていただきます。

(パワーポイントを使用) これは社会福祉協議会の風景ですが、楽しく遊戯をされている写真です。皆さん楽しく遊戯をされているんですけども、この方はうちの 100 歳のおばあ

ちゃんです。楽しく踊っています。

そこで、1つ目の質問です。

これまで社会福祉協議会の介護保険サービスを利用させていただいた方に対して、町としてどのような対応を考えておられますか。

利用者の方の話を聞くと、社会福祉協議会の運営だから行っていたということも言われています。行き先が変われば行きたくないという気持ちになられるのではないかと心配です。このことについて答弁をお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

おはようございます。田村議員の御質問にお答えいたします。

江北町社会福祉協議会が介護保険サービスの廃止を決定された件につきましては、社会福祉協議会の評議員会において、慎重な審議の上、議決されたものでございます。

江北町社会福祉協議会におかれましては、介護保険制度創設当初の平成12年から、制度の定着や利用希望者の受皿として、長年にわたり重要な役割を果たしていただき、本町の高齢者福祉に多大な御貢献をいただきましたことに心より感謝をいたしております。

廃止の理由といたしましては、町内及び近隣市町において民間の介護保険サービス事業所が開設され、サービスの提供体制の安定やサービス内容が充実してきたことから、江北町社会福祉協議会の介護サービス利用者は年々減少しており、年間の延べ利用者数は10年前から約2万4,000人（59ページで訂正）減少しております。また、杵藤地区介護保険事業計画では、高齢者人口の推移が令和7年をピークとして減少に転じる見込みであることを踏まえ、今後も利用者の増加は見込めず、設立当初の役割を果たし終えたとの判断から、介護保険サービスの廃止を決定されたと承知しております。

一方で、現在御利用されている高齢者や御家族の皆様におかれましては、これまでなれ親しんだサービスがなくなることにより大きな不安や戸惑いを感じていることと存じております。訪問介護と通所介護サービスを御利用されている延べ57名の利用者におかれましては、新しい事業所に移行された方が5名、移行先が決定されている方が25名、調整中の方が27名となっており、約5割の方は新しい介護サービス事業所への移行調整が終了されているとこのことを確認しております。町といたしましては、必要に応じて関係機関や介護サービス事業所

と連携し、新しい介護サービスへの移行や相談支援など、きめ細やかなサポートを行ってまいります。

以上でございます。

○井上敏文議長

松田課長の答弁に修正、延べ人数2万4,000人と言われたと思うんですが、2,400人。訂正してください。

○健康福祉課長（松田佳世子）続

申し訳ございません。10年前からの延べ利用者数は2,400人の減少です。訂正いたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、田村議員からは、社会福祉協議会の介護保険サービス事業の廃止について御質問いただきました。

私自身は社会福祉協議会の会長を兼ねておりますし、議長は副会長を兼ねております。そういう立場上、なかなか利益相反的な感じになるとよくないなと思いましたし、先ほど健康福祉課長が言いました評議員というのは、社会福祉協議会でいえば議会のようなものです。要は、最終的な意思決定機関が評議員会になります。町からは健康福祉課長が評議員として参加をしておるものですから、前任の健康福祉課長ですけどね。ので、少し客観的に言ってもらったほうがいいかなと思って、健康福祉課長に答弁をしてもらいました。

その一方で、当然、社会福祉協議会として今回決定をしたわけですが、毎年、決算の報告を会長として受けています。そういう中で、何というんですか、その中で報告を受けたのが、要は介護保険事業の累積の赤字が進んでおりますということでした。介護保険事業といっても江北町では3種類やっけていまして、居宅介護、それと通所介護、それと訪問介護、この3つの事業がありますけれども、この中で、これまではいわゆる通所介護、デイサービスと言われているものについては比較的順調な運営ができていましたが、ここ近年、やはり町内をはじめ、民間の施設が充実を大分してきたものですから、総体的にサービスについても少し見劣りをするというんですか、江北町社会福祉協議会の介護保険サービスがなかなか利用者が少なくなってきたということがあります。

そういう中で、令和6年度が単年度の赤字で700万円、その前の令和5年度が100万円、さ

らに遡ると令和4年度が380万円、ここの辺りが少し分岐点になっておりまして、毎年100万円以上、数百万円の赤字をずっと積み上げてきているような状況でありましたので、令和4年以降でいけば既に数千万円になるということでもありますし、令和7年度事業についても、恐らく決算では昨年度を超える800万円ほどの赤字になるのではないかということの報告を受けました。

当然、社会福祉協議会とはいえ、一つの組織、運営体でありますから、やはりしっかりした運営をしていく必要があるということの中で、このまま事業を継続すればするほど累積の赤字が蓄積していくという状況を運営の責任者としては看過できないということの中で、要因を分析しておりますと、先ほど申し上げたように、やっぱり民間の事業者が充実をしてきた中で、総体的に社会福祉協議会のデイサービスの利用者が減ってきたし、実は人材不足という観点も含めて、なかなかこれからの事業の継続は難しいということで廃止の判断をしたところであります。

ただ、廃止をするに当たっては、利用者の方、それと実際従事をしている職員の皆さん方になるべく迷惑がかからないように、早い段階で方針を決めないと、その後のケアというのができないもんだからですね。ですから、今回、年度初めに理事会は2回開きました。1回では確かに決定できなくて。理事会というのは執行部の話です。そして、理事会として意思決定をした上で、先ほど紹介のあった評議員会に諮って、評議員さんたちから決議をしていただいたということになります。

先ほど申し上げたように、やはり早く決めないと、これを年度末のぎりぎりになって決めると、その後のケアができないもんだから、しっかり1年間取ってそうしたケアをしようということで、今、既に移転が決められた方もおられますし、今、調整中の方もおられますけれども、いずれにしても、今回の廃止に当たっての前提条件として、利用者、また職員の皆さんに極力負担がかからないようにという方針の下で、それも含めて評議員会では了解をいただいたということはぜひ御承知おきいただきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

ありがとうございます。一応5割の方が次に行くのが決まっているということですね。

次、2問目の質問です。

これまで働かれていた職員さんたちへの対応として、パート職員さんは解雇予告通知を行うという説明がありましたが、正社員と同様に、勤務の希望調査はされたのでしょうか。社会福祉協議会のことなので、町ではどうにもできないかもしれませんが、町からのアドバイスなど、できないものなのでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

田村議員の御質問にお答えします。

介護保険サービス事業の廃止に伴う職員への対応についてでございます。

江北町社会福祉協議会においては、介護事業に従事する正職員2名、パート職員12名の全職員14名を対象とした事業廃止に関する説明会や再就職に関する説明会が実施されており、さらに相談があれば個別に関係事業所へのつなぎや仲介も行うなど、対応をされていることを確認しております。こうした対応は事業所が主体となって進められるところではございますが、介護人材の不足が続く中、地域の人材確保の観点から、必要に応じて再就職に向けた支援が円滑に行われるよう、補完的な役割を果たしてまいります。

以上です。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

ありがとうございます。パート職員さんたちの今後の身の振り方をよく考えてやらないと、生活がかかっている方もいらっしゃいますので、そこら辺はよろしくお願いいたします。

3つ目の質問です。

説明の中で、過去5年間の介護保険事業の収支状況が出されていきました。令和4年度から赤字に変わり、令和6年度は大きく赤字になっていました。その要因はどういったことでしょうか。黒字であれば、介護保険サービス事業は継続されていたのでしょうか。

玄海町と有田町では社会福祉協議会による介護保険サービス事業が行われているようですが、この両町は今後も事業を継続されるのでしょうか。また、事業を継続できる理由や収支の状況なども分かれば御答弁をお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

田村議員の御質問にお答えいたします。

社会福祉協議会の介護保険サービスの赤字の要因でございますが、主な要因は通所介護サービスの利用者の減少です。町内の通所介護サービス事業者が、従来、要支援者までを対象としたサービスから、要介護者を含めた幅広い対象者に対してサービスを提供されるようになったことに伴い、新たに利用される方が減少した背景がございます。

黒字であればサービスは継続していたのかということですが、介護サービスが黒字を確保できるということは、地域において一定のニーズが存在していることを示す指標の一つではありますが、赤字であることだけで必要性がないと判断されるものでもございません。介護サービスの事業者の数、提供体制といった供給の状況と、サービスを利用されている方々の需要とのバランスによって必要性を判断する必要があり、町民の皆様の暮らしを支える上で必要な支援であると判断される場合には継続していく必要があると考えております。

続きまして、玄海町と有田町の介護サービスの状況についてです。

玄海町と有田町の社会福祉協議会にお伺いしたところ、町内に民間による介護サービスを提供できる事業所がない、また介護度が軽い軽度者を受け入れる介護保険サービス事業所が不足しているなど、地域の状況を踏まえ、地域における貴重なサービス基盤として事業を継続的に運営されているとのことでした。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今、健康福祉課長から大変整理をされた答弁をしてくれたなというふうに思います。よくいろんな御質問をいただいたり、いろんな御要望をいただいたり、1分の1で言われることが多いんです。江北町のだけを見て、江北町がどうかと。でも、やはり広い視点というのがまた私大事だと思っていて、少なくとも20分のという分母の中で江北町の位置づけということを考えないと、実は多いか少ないか、なければいけないかどうかともよく分からないことが多いと思っています。もちろん市町によって個性は違いますけどね。

そういう意味でいきますと、社会福祉協議会が介護保険事業はする必要があるとなっ
てい
るわけでは実はないもんですから、江北町と同じように3事業をやっているのは有田と玄海
だけだと。じゃ、江北町がなぜ社会福祉協議会でやったかという、先ほど課長も言いま
したけど、まだ恐らく民間でそうした受皿がない中で、やはりそれを補完するために社会福祉
協議会として介護保険事業を始めたけれども、時の経過とともに民間のサービスが充実した
から、それではわざわざ社会福祉協議会としては役割を終えたのではないかという整理を今
回したし、実際、経営状況を見れば、大分ほかの施設に流れていっておるということだと思
いますし、さっきの有田、玄海というのは、またそれぞれの町の特性があつて今でもやられ
ているということでもあります。

ですから、さっきまさに課長が言いましたように、赤字だからやめるわけではなくて、赤
字でも続ける必要があることもあるし、黒字であるから続けられるというわけでもなくて、
黒字でもやめてもいいということでもあるという、まさにそれが今のタイミングだというふ
うに思っています。

先ほど、前の御質問で老人福祉センターの話になりましたけど、必置施設ではありません
というふうに申し上げました。県内で、いわゆる老人福祉センターという名がついているも
のを擁しているのは20市町のうち12市町だけなんです。江北町はその中でも特A型という
ものでありまして、この特A型と同じ施設があるのは佐賀市だけなんです。ですから、
これもいろんな市町ごとの歴史的な経過があつたり、いろんな環境の違いがあつた中で一定
の役割を担ってきたということでもありますし、今回の介護保険サービス事業について言
えば、江北町としてはやっぱり一定の事業の役割は終えたということ、ほかの市町の状況
を見ても言えるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

最後に町長に聞こうと思っていたんですけども、町長がちょっと言われたもんですから、
最後の質問になります。

1 問目で聞きましたが、高齢者の方たちは環境が変わると足が遠のかれると思います。そ
ういったことにならないよう、町としてもしっかりサポートしていただきたいと思いますが、

町長の所見をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

町長として、そして社会福祉協議会の会長としても答弁をさせていただきたいと思います。

最初にお答えをしたとおり、今回の介護保険事業の廃止に伴って、最大限の利用者、また実際、従事をしている職員の皆さん方にはやっぱり配慮をすべしということが前提での方針の決定でありましたし、そういう意味では決定の時期についても、なるべくそういう、何というんですか、つなぎの時間を取りたいということで早めに決定をさせていただきました。

先ほどの施設の話もそうです。まだ正式には町として発表していませんけれども、やはりここできちんと一定の方針を言わないと何も始まらないものですから、少し唐突の感があったかもしれませんが、施設についても、今、我々が考えている方針の案について御紹介をしたところであります。

職員の方について言えば、もともとそういう専門的な仕事に従事しておられた方というのは、恐らくいろんなところでそういうニーズというのがあるんだろうと思います。実は今回の廃止の一つの理由は、人材確保が困難であるということもありましたものですから、だからといって、それにあぐらをかくわけではありませんけれども、働いておられる方で、一定そういう技術とか持っておられる方は恐らくそういうまたほかの施設ということもあるんだと思います。利用者の方、特に高齢の方というのは、やっぱり行き慣れた場所が変わるということは、そういう御負担があるというのはよく分かります。そこはしっかり町としても、もちろん社会福祉協議会としてもサポートをしていきたいというふうに思いますので、ここはいろいろ関係者がおられます。社会福祉士の方もおられますし、御家族もおられると思います。ぜひそことも密に連絡を取り合って、とにかく御本人に極力負担のないような形で進めてまいりたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

ありがとうございました。

最後に、多年にわたり地域社会に尽くした高齢者を敬愛し、地区の中で支え合う安心で住みやすいまちづくりを促進してもらいたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○井上敏文議長

3 番田村議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開11時5分。

午前10時56分 休憩

午前11時5分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

4 番江頭義彦議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○江頭義彦議員

4 番江頭義彦です。今、議長より登壇の許可を受けましたので、一般質問をさせていただきます。

2 問ほど考えておりますけれども、まず、質問のほうに入る前に、一つ、二つ、ちょっと御紹介をさせていただきます。先日、江北小学校の校長先生が出されています江北小だよりというのが手元に参りました。令和7年7月7日付の第6号の校長だよりには、カーブミラーが設置されました。御紹介します。小学校前の横断歩道に、カーブミラーが設置されました。このミラーが設置され、八町方面と東分方面からの視認性が高まりました。これからは児童の登下校には安全に気をつけて運転してくださいと、町民の方へのメッセージも一言ありました。

それから、引き続き第7号、これは9月1日の学校だよりでございますが、中に、学校が明るくなりました。夏休み中に校内の教室等の蛍光灯を全てLEDに変えていただきました。教室もぐっと明るくなり、黒板の字も見えやすくなり、より快適な学習環境が整いました。今後、江北町教育委員会により、ランドセル棚や靴箱、手洗い場のスチール化が土日の週休日等を使って行われる予定ですので、子供たちも大いに喜んでいるのではないかなと。喜んでいる顔が、また声が聞こえるようでございましたので、御紹介をいたしました。

では、1 問目に入らせていただきます。

江北町の将来像に向かって。1 問目でございます。

令和7年8月7日の佐賀新聞において、佐賀の政治・経済面に「2位は2年連続で江北町」という文字が新聞で目を引きました。内容は、佐賀県版の「街の住みこち&住みたい街ランキング」の「街の住みこち」の部門で、2位は2年連続で江北町であったことが紹介されておりました。記事では、駅前に商業施設や住宅地が集中するコンパクトさが評価されたのではとする麗澤大学の宗教授の分析のコメントも掲載されておりました。

そこで、1問目でございますが、①「街の住みこち」で2年連続2位にランキングしたことを一町民として本当に誇りに思います。新聞記事を見て、本当に熱いものが込み上げてきました。町としても、このことをどのように受け止め、今後に生かそうと思われているのか、御答弁をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

江頭議員の御質問にお答えいたします。

今回、議会の冒頭でも申し上げましたけれども、大東建託が実施をしております「住みこちランキング2025」。江北町は昨年に引き続き県内2位ということになりました。昨年は初登場2位ということでありましたので、正直手放しで喜びましたし、おっしゃるように、うれしかったです。なかなかその住み心地を上げる取組って何か、これをやれば上がるというものはないものだからですね。まさに町の総合力を評価していただいたんじゃないかなということで、本当にありがたい気持ちでいました。

ただ一方で、私ちょっと、なかなかそれでぬか喜びばかりできない性格もありまして、じゃ、おとしまでは住みこちランキングのすの字も正直言いもしていなかったわけですよ。それで何位かなんていうこともですね。ところが、やっぱりああやって初登場2位と聞くと、俄然住みこちランキングはいいなというふうなことで、特に去年は手放しで喜んでおりましたけれども、冒頭申し上げましたように、何年もそれだけで喜んでいただけじゃ多分駄目だというふうに思っています。

というのも、実は評価の項目がいろいろあるんですよ。治安のよさとか、防災とか、にぎわいとか、やはりこういう個別の評価というのをきっちりしっかり分析して、それを次につなげていかなければならないなというふうに思っています。

総合評点でいくと、1位の鳥栖市さんとは僅か0.1ポイント差、昨年も0.1ポイント差なん

ですけれども、申し上げたとおり、この0.1ポイント差が小さくて大きいと思っています。というのは、どこの市町もそういうまちづくりに頑張っておられる中で、みんなで競争しているわけだから、全部が止まっている中でうちだけやっているわけじゃないものですから、ですから、この0.1ポイントというのは、私はやっぱり小さくて大きいというふうに思っておるものですから、やはりこれを越えるためには、先ほど申し上げたように、具体的な評価をきちんと分析して、それを具体的な取組につなげるということが大事だというふうに思っておるものですから、今回はそうした考えでおりますので、昨年よりは少し冷静に喜べたかなと思っております。

以上です。

○井上敏文議長

4 番江頭議員。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。

（パワーポイントを使用）今モニターに映しているのは、いつか議会で使えたらいいなと思って、町内回っているときに、ちょうど1号水路に影が映って、ああこれはいいなあと、思って、町内でも本当好きな場所の一つです。これを今回使うことができました。

先ほど町長のほうからも、町の住み心地の条件というのはいろいろあるんだろうということで、私なりに少し分析をしたところ、交通の利便性、本町に振り返ってみたときに、なるほどという項目ばかりでした。交通の利便性、生活の利便性、治安のよさ、ここはちょっと引がかかったところなんですけど、災害への強さ、ここはちょっと宿題かなと思っています。あと資産性、子育て環境の充実、価格相場が予算の範囲内であることということで、これは一つの例でございますが、こういうところを探してみましたので、御紹介をします。

それで、2問目に入らせていただきますと、「街の住みこち」で連続2位ということで、住み心地という言葉から私が連想したのは、住んでそれを実感したと。住まれたから分かったと。その住み心地というので、今回、住み心地、やはり実際住まれてみて実感されたんじゃないかなと。

問2のほうには、またこの同じ新聞の記事で、「街の住みこち&住みたい街ランキング」、後半のほうは「住みたい街ランキング」と書いてありました。そっちのほうのデータは、詳しくは私も見なかったんですが、問2に行かせていただくと、また、住みたい街ラン

キング、1番は町の住み心地で、実際住んでいる方が住み心地がいいと実感されているのが第2位になっているんです。じゃ、町外でまだ住んではいないけど、「住みたい街ランキング」で上位をまた目指せたらいいなというふうにちょっと感じたわけです。

そのために、では、外に住まれていて、「住みたい街ランキング」でも江北町が上位に上がってくるような、そういう取組もひとつ考える余地はあるのかなというふうに思いましたので、「住みたい街ランキング」でも上位を目指していけたらと思いますが、そのためには具体的にどのようなことに取り組んでいかれるかという、そういう考えがございましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

一言で言うと、「住みたい街ランキング」を上げるためには、「住みこちランキング」が上がるということだと私は思っています。というのも、「住みこちランキング」というのは、実際そこに住んでおられる方の実感を調査されておられます。ですから、江北町に住んでいて江北町が住み心地がいいという方がどのくらいおられるかということで決まっているわけですね。一方で、「住みたい街」というのは、今は住んでいないけれども、住んでみたい街を佐賀県内の在住の方に聞いてあるわけです。ですから、トップはどこかというと、福岡市なんですよ。2位はもちろん佐賀市です。でも3位は東京ですよ。もちろんそういう自治体と同じように住んでみたい江北町はと思ってもらいたいということも大事だと思いますけれども、それよりは実際住んでいただいている方が、住み心地がいいと思っていただくことが、何かの事情で仮に転居されたときに、江北町は住みよかったよと言っていたいたり、または住み心地がいいらしいということで住みたいというふうになっていただいたら、それでいいんじゃないかなというふうに思います。「近き者説び、遠き者来る」という言葉がありますけれども、江北町は、住みたい、住んでみたいというイメージというよりは、やはり住み心地、その実感を大切にすることが結果的にはイメージにもつながると思っています。

以上です。

○井上敏文議長

4番江頭議員。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。やはりそういうふうな考えで行政のほうを預かってあるんだなということで、私も同感でございます。

では、3番目のほうに行きたいと思います。

2番目で、住んでみたいという魅力、興味、関心を引き出すものが、今度そういったものがあれば、そういったものにも取り組んでいけたらいいなというふうには思います。

では、3番目のほうに、これからの町づくりに特に力を入れて取り組みたいことはどのようなことかということで上げさせていただいております。

ちょっと何かぼやっとしたような感じでございますが、これからの将来的な取組として、1番、2番、重なる部分もあったかとは思いますが、これからの町づくりに特に力を入れて取り組みたいことはどのようなことでしょうか。お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

あえて申し上げますと、全ての分野において特に取り組みたいというふうに思っています。もちろん緩急あるのかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、今回せっかくこういう調査もされているものですから、そうした要因というのをも分析をして、それを取組につなげるということは大事だというふうに思いますけれども、特にこれはということではなくて、我々役所というのは、まさに総合行政、総合商社みたいなものですから、やっぱり全てにおいて取組を進めていくということが町の総合力につながるんだと思います。

先ほど住みたいまちのことを少し言いましたけれども、そうは言いながらも、実は江北町に住んでみたいという方はたくさんおられるやに、例えば、不動産会社の方なんかからもお聞きをすることがよくあります。江北町に住みたいと、家を建てたいと思っているけれども、なかなかもう分譲地が売ってなくてですねとか、後は例えば、みんなの公園の近くに住みたいというピンポイントで具体的な要望をいただくということがあるらしいので、そういう意味では、先ほどの住みたい街ということにも少しそういう町にもなっているのかなというふうには思わないではないですけど、先ほど申し上げたとおり、やはり住み心地を上げていく。そのためには町の総合力を上げていく。そのためには何かこれ一つということではなくて、やはり町の総合的にいろんな取組を進めるということが大事ですが、せっかくのこういう調査の要因というのはしっかり分析したいというふうに思います。

あえて言うなら、議会の冒頭、所信表明でも言いましたけれども、やはり役場の新しい風土づくりということは実は大事だというふうに思っています。やっぱりそういう中で、仮に今いろんな取組が評価をされているとすれば、やはりそれを組織としてやっていけるようにしていくということが大事でありますから、新しい時代の新しい仕組みづくり、新しい役所づくりということも積極的にやっていきたいと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

4 番江頭議員。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。私もいろいろこれからの町づくりにとお尋ねするばかりじゃなくて、自分はどういうことを考えるかなとか、これを機会に考えてはみました。一個人として町の、小さい町と言ったら失礼ですけども、そういう中であって、やはり一個人、私個人としては、町の資源の活用、町の魅力である自然環境を最大限生かすということで、例えば、今ある資源として、山林とか、平野とか、クリークとか、そういったほかの町にはないような、そういう資源も生かしていけたらいいなというふうにちょっと今回は感じたところでございます。

では、2 問目のほうに入ります。

2 問目は、危険箇所の安全対策をお願いしますという、いつものテーマですが、町内まだ完璧に安全と、100%というところにはまだ課題はあると思います。今回、町内の施設の中でも、古くから町民に親しまれ、特に社会教育や高齢者の福祉施設として利用されている老人福祉センター、先ほども出てまいっておりましたけれども、私も老人福祉センターのほうに係とかの立場上お伺いすることがありまして、その周辺環境について、今回、危険箇所が見受けられましたので、第2 問としては改善をお願いしたいということで出させていただきました。

また、それに関連して、その先にある老人福祉センターの交差点から北のほうにずっと抜けて西の踏切のほうに行くところですが、その先の西分第一踏切周辺は、東西とも雑草の繁茂が見られ、この踏切は長崎線、佐世保線が通っており複線になっています。また、そこをちょっと見て危険だなと思いましたので、そこを2 問目に上げさせてもらっています。

まず、では1 問目のほうで、前段の老人福祉センターの角の交差点は、後でモニター見て

もらいますが、東からは直進または右折の場合、B & G 体育館西側のフェンスが陰になり、車の往来が非常に見づらくなっています。またその先の道はカーブしており、見通しが悪くなっています。一時停止を促すための点滅信号が取り付けてはありますが、北方面からの車の確認がしにくく、フェンスの陰にもなっており、フェンスの撤去か、高さを下げるか、ガードパイプにするか、交差点のカーブミラーも含めた対策をお願いしたいと思います。

ではモニターのほうをすみません。

（パワーポイントを使用）その交差点なんですけれども、今現在、1 灯式の信号がついております。これがこのままずっと継続されるのか、取り外されるのかというのも一つの課題です。さらに近づきましたら、こんな状態で、止まれはございますが、止まって、右方向は、まず大きい電柱が 3 本ほど。それから看板がございます。看板は高いところにありますので、それはいいかなと思いますが、周りを覆っているフェンスがございます。また、奥のほうでは垣根のほうも見えたりもするんです。ここがまず 1 つ目の危険箇所として改善できないでしょうかということがございます。

これもフェンスの陰で、車は一旦停止して、前に出る位置でも、実際、向こうから来ている車はなかなか見えない状態です。もう少し先に前のほうまで出ると、車が来ているのがかすかに見えます。

こういう状況で、どうにか対策は取れないかと。今までもここで事故が数多くあったというふうにも聞いてもおりますし、この施設自体が社会福祉協議会で高齢者が利用されるということもあるし、奥のほうには幼児施設も、それから寺院とか、それから踏切があったりして、非常に危険性があるなど。それから、子供たちの通学路ということで、もし子供たちがここを帰るときには、このフェンスがどうしてもやはり目の高さとかになって、ちょっと危険なのかなと。今までそういう意見は出ていなかったのかなとちょっと心配しているところでございます。

では、先ほど 1 問目で、老人福祉センターの角の交差点ですけれども、フェンスの陰になって、フェンスの撤去か、高さを下げるか、ガードパイプにするか、交差点のカーブミラー等も含めた対策はいかがでしょうか。1 問目です。お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

江頭議員の御質問にお答えしたいと思います。

老人福祉センター前の交差点の改善ということであります。

モニターのほうを御覧いただきたいと思いますが。

(パワーポイントを使用) 老人福祉センター前の交差点につきましては、西分から東区の間、こちらが優先となっておりまして、観音下から東分間の道が一時停止ということで、交差点部につきましては、十分に注意して進入するように黄色の枠線で表示がされております。

老人福祉センター敷地にあるフェンス、それから看板、電柱が画面表示のところであると赤の線のところで重なっておりまして、また、優先のほうが非常にスピードを上げて車を通行するというところで、見えにくい状況が生まれているというところでもあります。

一方で、老人福祉センターのフェンスにつきましても、水路の転落防止であるとか、あと敷地内には小規模保育所等もございますので、駐車場から道路への飛び出し防止、そういった意味合いでの設置がなされているということでもあります。

ですので、議員から先ほど御提案がございましたけれども、交差点付近につきましては、まずは死角にならない位置での飛び出し注意看板の設置であるとか、またはフェンスのほうには看板が幾つかかかっているようでございましたので、そういった不要な掲示物を外すなどして、できるだけ死角にならないように対策を講じたいと考えております。

以上であります。

○井上敏文議長

4 番江頭議員。

○江頭義彦議員

では、死角になる場所といいますか、非常に見づらくなっている箇所でございます。それから、この社会福祉協議会、それから奥の保育園とかもございますので、その辺で事故が決して起こらないような、そういう対策をできる範囲内でお願いをしたいと思います。

それでは、そういうちょっと課題を上げさせていただきましたので、私だけの課題じゃなくて、やはりそこを利用される方の大多数の方がそう気づいてあるのではないかなというふうに思っておりますので、できる限りの対応をしていただきたいと思いますというふうに思います。

では、2 番のほうに行きます。

(パワーポイントを使用) これから先の西分第一踏切周辺は、東西とも雑草の繁茂が見られる。この踏切は長崎線、佐世保線が通っており、複線になっている。また、長崎線は踏切

を西に出ると左カーブになっており、非常に見通しが悪くなっています。この周辺には、保育園や寺院、その他こちらにある社会福祉協議会等の公共施設もあるということで、その辺も対策を検討していただきたいと思います。

この西分第一踏切ですけれども、これは南のほうから近づいて、長崎本線下り大町方面を見たものでございます。カーブになっておりますので、先が非常に見通しが悪いと。恐らく草木を刈ればすっきりとするのではないかなと。ＪＲのほうにぜひお願いをしたいなというふうに思っております。これは長崎本線の下りです。

これは逆方向です。江北駅のほうの上りを見た写真でございますけど、やはり非常に草が繁茂しているということです。

今度は、踏切渡りまして、北のほうに出て、北のほうから佐世保線の下り、大町方面を見ても、遮断機はあるにしても、なかなか見えないということは非常に不安があるのかなと。そして、高齢者が走って渡るということは当然できませんので、やっぱり高齢者が渡るときに、途中でチンチンと鳴ったり、そういうこともあるので、少しだけでも安心感が持てるような状況を維持するというのが、まずＪＲのほうにお願いをしたいなというふうに思っています。

では、反対のほうです。こちらが江北駅方面です。これも若干カーブがありますけれども、こちらのほうは、この４か所の中でも一番見晴らしのほうはいいみたいで、安心感が持てる箇所です。今回、佐世保線のほうと長崎線と、４か所から写真を撮ってみましたので、参考までをお願いしていただけるならお願いをしていただきたいと思います。

最後になりましたけれども、これは例年のことで、よく私も何回か踏切での事故ということで、実際やはり２日に１件、４日に約１人は死亡するペースで発生しているというのは、昔も今も変わらないと。令和５年度の死亡者数も１００名を超えていますし、先ほど高齢者が走って渡るわけにいかないと。途中でチンチンと音がしたら、やっぱり気持ちも焦るということで、この踏切事故の死亡者数を見たときも、６５歳以上という年齢が、やはり高齢者が一番多い状況になっておりますので、こちらの踏切だけじゃなくて、町内の全ての踏切において危険性はないのか、時々見守っていただいて、そういうときにはどこに連絡をすればいいのか、ＪＲのほうにするのか、町当局のほうにまず気づきを申し上げればいいのか、その辺りも併せて御指導いただければというふうに思っているところでございます。

では、この件について御答弁ありましたらお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

江頭議員の御質問にお答えします。

西分第一踏切周辺の伐採についてということでありますけれども、西分第一踏切につきましては、長崎本線、佐世保線の分岐のちょうど位置にあります。管理については、江北―諫早間は、佐賀長崎鉄道管理センターというところが管理をされております。佐世保方面につきましては、ＪＲ九州が管理をされております。

これまでに鉄道関連の除草対応につきましては、沿線住民から町への通報、それから、町のほうでも道路パトロール等を行っておりまして、除草の管理が行き届いていないという場合には、その都度、鉄道事業者のほうに連絡をしているところであります。

今回の一般質問を受けまして、両事業者には既に除草の対応を依頼しております。恐らく江頭議員のほうにも、ＪＲ九州のほうから現場を見たとの連絡があったかと思っておりますけれども、そういった形で、町のほうで一旦通報を受けて、ＪＲ九州なり鉄道管理センターというところにおつなぎをするというような対応をしておるところであります。

今後も管理者である事業者に対して、除草や伐採等につきましては徹底を促していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、江頭議員から冒頭、小学校だよりですか、御紹介いただきまして、ありがとうございました。

江頭議員に一つお願いがあります。もしかすると、もう何度となく担当課には今回の件についても御指摘をいただいていたのに、全くなしのつぶて、それこそ田村議員の御質問じゃないですけど、全くもうがちが明かないから、これは一般質問をしないと、ちょっとなかなか動かないということなら、それはそれで大変不手際は申し訳なく思うんですけど、特に安全に関わるものなものですから、特に言うならやっぱり議員から御指摘いただいたことですから、町も多分そこは最優先で対応させていただくということを思っています。ですから、

なかなかしないと、通告を受けて、そして質問の準備して、こういうふうにしますと言ってから動くというよりは、場合によっては即応しないといけないという事案も多分安全・安心なことはあるんだろうと思います。ぜひそこはある意味、使い分けていただいて、一般質問じゃなくてでも担当課のほうに言っていただいて、動きをさせていただくということもあるかなと。そしたら、今日できていたかどうかちょっと分かりませんが、大分初動が違うんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそこは密に情報共有させていただきながらやらせていただいたらいいかなと思います。

いずれにしても、今回御質問いただきましたので、先ほど担当課長答弁いたしましたように、それぞれしかるべく対応をさせていただきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

4 番江頭議員。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。この J R の質問を 2 問目に出しておりましたもので、もう早速担当課の方が、恐らく J R のほうに連絡されたと思います。そして私のほうには、J R から連絡をさせてもらっていいですか、だから私の電話番号を言ってもいいですかということは担当課の方から受けました。でも電話はまだあっていませんもんで、向こうも大変忙しいのかなと。もうあちこちこういったところばかりですもんね、線路もですね。もうどこを見ても、本当に草だらけです、正直言って。私も今電話を待っている状況でございますので、電話ありましたら、またほかのところの場所もついでにお願いをして、頼み込んで、ぜひ江北町のほうは刈ってもらえるようにお願いしたいと思います。

では、以上で一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○井上敏文議長

4 番江頭義彦議員の一般質問をこれで終わります。

昼食のためしばらく休憩いたします。再開13時30分。

午前11時48分 休憩

午後 1 時30分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

5 番三苦紀美子議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○三苦紀美子議員

皆様お疲れさまでございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず 1 点目、臨時石炭鉱害復旧法に基づき設置された臨鉱ポンプの位置づけはについてでございます。

4 年前の 8 月豪雨、それに今年 8 月の降雨、昼夜の呼びかけ、本当にお疲れさまでございました。幸いにも心配された被害もなく、安堵いたしました。行政の方々の昼夜の苦労を少しでも軽減させるためにも、3 年前に出された江北町総合排水計画書に基づき早期目標達成がかなうよう、前進しますように願っております。

排水計画が策定されてから 3 年が経過し、具体的な対策については、短期の 2 年が終了し、中期に入っておりますが、いまだに住家の床上・床下浸水ゼロに向けた目標達成のための基本方針が整理されていない感じを受けております。

例えば、臨鉱法に基づく臨鉱ポンプの位置づけが農業用施設か否か。当問題は、設置された燃料タンクの使用目的が住家となれば家屋のため、農地の効用回復のため、臨鉱ポンプ基金の使用が目的外使用と判断されると思います。ポンプを増強しても河川へは全てを流されないとの回答を受けましたが、内水はたまったままということになり、その間は浸水被害を受け続けるのではないかな等の疑問が残っていますが、今回は何点か問合せを行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。臨鉱ポンプの位置づけについて再度質問したいと思います。

令和 5 年 6 月議会において、住家の床上・床下浸水ゼロを目標とし、農地の保全目的で設置された排水機で対応可能かとの質問に対し、復旧工事により、鉱害が生じた土地物件が本来有していた効用を回復するため鉱害復旧施設として設置するとされており、条例上は農業用施設ということではなく鉱害復旧施設と定められているとの回答がありました。江北町鉱害復旧施設設置条例第 1 条に基づくものでありましたが、その前段には臨時石炭鉱害復旧法に基づくとの記載があります。

臨鉱法における農地、農業用施設、家屋、基金の位置づけはどのようになっているか。農業用施設なのか、農業用施設ではないのか、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

三苦議員からは以前にも同様な御質問をいただきました。今回、改めての御質問ということですが、御質問の通告を拝見しましたけれども、恐らくはといいましょうか、三苦議員の御主張は、江北町にあるいわゆる臨鉱ポンプ、排水機場というものは鉱害復旧でできた施設であり、それは臨鉱法にいう農業用施設なので、農業以外のものに使ってはいけんじゃないかという疑義をお持ちだということによろしいんですかね。——ですね。

それでいきますと、もう一度ちょっとおさらいをさせていただきたいと思いますが、私も江北町で利用しております排水機場につきましては、先ほど御指摘いただきましたとおり、江北町鉱害復旧施設設置条例という条例を制定して、これに基づく施設ということになっております。その中で、その位置づけとしては1番に設置という条がありまして、御指摘のとおり、臨時石炭鉱害復旧法に基づく復旧工事により、鉱害が生じた土地物件が本来有していた効用を回復するために鉱害復旧施設を設置するというふうに書いてあります。ということになりますので、先ほどの御主張のように、いや、条例はあるだろうけれども、もともと鉱害復旧法に基づいてやった工事によってできたものじゃないかということなんだろうと思います。

ということで、次に、先ほど御指摘いただいた臨時鉱害復旧法のほうを見てみたいというふうに思いますけれども、先ほど申し上げたように、条例の中で法律に基づく復旧工事によりというふうに書いてあります。では、法律の中で復旧工事とは何かということで定義をされております。臨時鉱害復旧法第2条ですけれども、その第2項の中に「この法律において「復旧工事」とは、鉱害が生じている土地物件が本来有していた効用を回復するように、その土地物件について施行する工事及びこれに附帯する工事をいう。」ということになっております。

では今度、次に何が大事かということ、この土地物件というのが何かということなんですよ。実は法律そのものに土地物件とはという定義は載ってございませんが、法律の中には、いわゆる復旧工事を行うべき土地物件として書いてあるのが、これは第3章にありますけれども、農地、農業用施設及び公共施設の復旧工事というふうに書いてありますから、当然復旧工事の対象は、1つには農地、農業用施設、そして、公共施設であるということはここからも見てとれると思いますし、次に第4章には家屋等の復旧工事に関する協議及び裁定とい

う章も用意されておりますので、これからもいきますと、先ほど申しました農地、農業用施設、公共施設、さらに加えて家屋等が復旧工事の対象であるというふうに言うことができるのではないかと思います。

先ほどの法律の中にはほかにも定義をされておりまして、その定義の中にあるのが、この法律において、先ほど申し上げました農地とか農業用施設というものは何かということを書いてあるのが、第2条の第5項に書いてあります。「この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「農業用施設」とは、農地の利用又は保全上必要な施設であつて、左に掲げるものをいう。」ということで、1号から3号まで書いてあります。1号がかんがい排水施設、2号が農業用道路、3号が農地または農作物の災害を防止するために必要な施設というふうに書いてあります。

ここまでの説明を整理しますと、先ほど御質問いただいた趣旨としては、条例はあるだろうけれども、法律に書いてある農業用施設なんじゃないかという御指摘だと思いますけれども、今の条文からいきますと、ここで定義されている農業用施設というのは復旧すべき対象である農業用施設を書いてあるわけですよ。ポンプ場というのは、復旧工事によってできた施設なんです。お分かりいただけますかね。ですから、例えば、昔から排水機場があつて、鉱害によってそれが崩れたとか機能を失ったときには、それは当然復旧を行うべき農業用施設に該当すると思いますから鉱害復旧工事によって復旧されるべきということなんですけれども、先ほど鉱害復旧施設設置条例で御紹介したように、排水機場そのものは、本来ならば農地をまた高めて、また家屋も全て高めて、元に完全に戻せばよかったんですけれども、その復旧工事において完全に戻すことができなかったために復旧工事の一環として造られた排水施設なわけです。ですから、法律でいう農業用施設というのは、復旧の対象である農地と同じように農業用施設——だから、例えば、もともと排水施設があつたのであれば、それを復旧工事によってということはあるかもしれませんが、例えば、ここでいうと、以前から恐らく水路があつたと思います。農業用の水路がですね。その水路は鉱害復旧事業で高められ、また整備をされ、これは農業用施設を復旧工事で効用を回復させたということになるんだろうと思いますけれども、排水施設そのものは鉱害復旧工事によってできた施設なものですから、復旧すべき対象として書いてあるここでいう農業用施設には当たらないというふうに思います。

その上で申し上げますけど、先ほど申し上げたように復旧すべき、効用を回復すべき物件

というのは、農地、農業用施設、公共施設、それに家屋等も含まれているわけですから、農地だったかどうかということではなくて、あくまでも条例を制定して鉱害復旧工事によってできた施設ですと、土地物件が本来有していた効用を回復するための施設ですよというふうに位置づけられているものと解釈をしておりますので、臨鉱法でいうところの農業用施設なんじゃないかということについて言えば、臨鉱法で定義されている農業用施設というのは復旧すべき対象を書いてあるもんですから、鉱害復旧工事によってできた施設はこの農業用施設には当たらないというふうに理解をしております。

以上です。

○井上敏文議長

5 番三苦議員。

○三苦紀美子議員

御丁寧なる解説ありがとうございました。私もしっかりと勉強させていただいております。

お伺いいたしますが、農業用施設ということになれば、住家の浸水被害防止のために設置された燃料タンクの今回の新設置費用、未来永久施設の更新費、燃料代、A 重油が使用されており、使用残の燃料の維持管理等、将来にわたり基金から支払うということになると思います。基金使用が可能かということになります。

江北町鉱害復旧施設維持管理基金条例は、臨鉱ポンプを半永久的に維持管理及び更新のための大切な基金で、その管理上の取扱いを定めた重要な条例と思っております。今回の燃料タンクの増設は住家のために設置された施設であり、目的外使用と考えますが、再度、江北町鉱害復旧施設維持管理基金条例の手続が必要であると思いますが、お考えはどうでしょうか、お伺いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ですので、恐らくその基本的な考え方が残念ながら三苦議員とは考えを異にするものですから、目的外使用というようなことにおっしゃるんだろうと思いますが、先ほど申し上げたように、少なくとも臨鉱法に書いてある農業用施設というのは農地とか家屋と同じように復旧を行うべき土地物件の一つとして書いてあるもんですから、排水施設はもともとあったものを復旧したわけじゃなくて、まさに復旧工事の一つとしてできたものであるわけです。

ですから、設置条例も町で制定しているということでもあります。

恐らく今おっしゃったのは、農地以外の排水のために使うのが目的外使用というようなおっしゃり方をされているんだと思います。ただ、そうすると、当時はまだ農地であって、農地として鉦害復旧工事を行ったとすれば、それは農地として復旧したんだから、宅地に変えるのは目的外使用だとおっしゃっているのと同じことになりはしないかなと思います。

鉦害復旧施設として町で位置づけはしているわけですがけれども、先ほど申し上げた条例の中にはこういうことも書いてあります。施設の維持管理、その他必要な事項は町長が別に定めるというふうに書いてあるもんですから、これは以前にも申し上げたというふうに思います。例えば、家にふだん乗る乗用車と軽トラックを持っていると。軽トラックはもともと農作業用に買ったものではあるけれども、今、あいにく乗用車のほうは出払っていると。軽トラック1台しか今家に残っていないくて、子供が急病になったと。そのときに、軽トラックはあるけど、これは農業用だから使わないということは、少なくとも江北町の安全・安心を預かる者としてはできないし、条例の中には今申し上げている町の施設として、施設の維持管理、その他必要な事項は町長が別に定めるということになっておりますし、やはり先ほど申し上げたように、法律の農業用施設ということではなくて、鉦害復旧工事としてできた鉦害復旧施設であるわけですから、それは農地、農業用施設、土地、家屋も含めて、まさに土地物件全体の効用を回復するために鉦害復旧工事として設置されたものであるならば、当然町としては有効活用してしかるべきだという考えであります。

以上でございます。

○井上敏文議長

5番三苦議員。

○三苦紀美子議員

本当に町を思うんだったらもっともっと勉強するようにと支援者の人から言われたんですが、何とかやっと今ここまではい上がってきていますので、これから頑張れたらなとは思っております。

農業用施設ということで、江北町重要設備等連絡会の資料と同じであることを確認されたので、安心いたしました。これからちょくちょく分からないことを町長に相談に伺うかもしれませんが、私も支持者の皆さんの中で話に入っていて、まだまだ分からないことが山ほどあります。そんなわけで、人様の前で恥をかかない程度にこれから少しずつ勉強してま

いりたいと思いますので、どうぞその点、御指導のほどをよろしくお願いしたいと思います。

それでは、2問目、大西区の土砂のしゅんせつ問題を質問した背景は、令和7年度に入り、祖子分水路に土砂堆積が確認され、大西区の土砂しゅんせつ工事がどのような内容で実施されたかについて地元より行政へ問合せが行われてまいりましたが、7月の人事異動で担当者が交代され、後任の方へも問合せを行ってきたが、何か業務多忙の御様子で、打合せがあまりできなかったとの話で、今回のこの議場でぜひ大西区のことについてお聞きしてほしい、そして、自分たちにできることがあれば地区のために頑張りたいからということでございましたので、質問させていただきました。

それでは、質問に入ります。

大西区の泥土しゅんせつ工事についてでございますが、平成22年2月15日、国道207号線より東の幹線用排水路のしゅんせつについてとして、要望書が佐留志、惣領分区長連名で町長宛てに提出されたと思います。しかし、しゅんせつを実施する場合、事業費の30%が地元負担との説明を受け、膨大な負担になるために断念されたと聞いております。その後、地元議員より議会質問が重ねられましたが、回答は負担金問題で断念された経緯がほとんどでございます。進展しませんでした。

平成24年12月議会、地元負担を町として軽減策はないかとの質問に対し、答弁として、地区間の不公平を招かないように考えながら協議していきたいとの回答が議事録として残っていると思います。また、過去の一般質問において、川底にたまった大量の土砂のしゅんせつ作業を町のほうで実施できないかとの問いも出たと思いますが、クリークは事前落水による効果が見られることからしゅんせつの計画はない、小水路は交付金の対象で地元にて行う事業、また、事前落水を体系化し、この事業を活用してクリークの泥土除去にも活用できるか地元と協議させていただきたいと回答されています。

こうしたこれまでの経緯を踏まえて、大西区の水路しゅんせつ工事について伺います。

令和4年3月議会だよりに、大西区の水路しゅんせつ工事が議員の現地調査報告として掲載されました。過去の経緯から、泥土のしゅんせつ工事は地元負担の問題で進展が望めない事業と認識しておりましたが、実際に工事を実施されていたので、今回は少し希望を持って質問してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず1問目、地元負担は発生したのかしなかったのか、お答えをお願いいたします。

1問ずつお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

三苦議員の御質問にお答えします。

大西区の泥土のしゅんせつといいますか、土砂の撤去工事ということでございます。地元負担は発生したのかということでもありますけれども、地元負担は徴しておりません。全額町が負担し、施工しています。

以上であります。

○井上敏文議長

5番三苦議員。

○三苦紀美子議員

そしたら、全くないと受け取ってよろしいでしょうか、課長。

○井上敏文議長

負担はないという答弁がありました。（発言する者あり）

補足説明を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

三苦議員の御質問にお答えいたします。

ちょっと言葉足らずでありましたが、当該泥土の除去につきましては、農地及び農業用施設災害復旧事業ということで行っております。採択については、令和3年8月豪雨による堆積土を除去するためということで、しゅんせつではなく、災害による土砂の撤去ということで実施をしているということでもあります。この事業にのせて、町の負担で施工しているということでもあります。

○井上敏文議長

5番三苦議員。

○三苦紀美子議員

ありがとうございました。

そしたら、これは公的制度での採択じゃないんですよね。中途半端にどうなるのかな。地元の人は、公的制度であればぜひ聞いてきて、僕たちに教えてくださいということでしたけど、どうでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

以前、三苦議員から御質問があった、いわゆる水路のしゅんせつということと、令和3年に行われた大西区での水路に流出した土砂の除去工事、災害復旧工事なんですけどね、これをちょっと混同されていらっしゃるんじゃないかなというふうに今印象を持ちました。

以前から御要望がありました、いわゆるクリークのしゅんせつについては、一定地元負担をいただいた上でやるしゅんせつの工事であります。多分おっしゃったように、ほかのところはしないのに大西だけしてとか、しかも、地元負担を取らないでということだと思うんですけど、それは全然事業のそもそもの趣旨が違うのと事業の仕組みが違うということなんです。

御記憶があられると思いますけど、令和3年8月の、あれはちょうどお盆にかかっていたですね。いわゆる停滞的に長時間雨が降りまして、そういうことの中で、それこそ町外の、大町の高良川から流れてきた水が江北町に内水としてやってきて、ちょうど前副町長の山中秀夫氏の自宅付近のあのトンネルから物すごい量の水が流れ込んできたわけです。その際に一緒に土砂が流れ出て水路に入ってしまったものですから、これは災害復旧工事として土砂の撤去をしたということでありますから、以前御質問いただいた、いわゆるしゅんせつとは違います。

しゅんせつについても、先ほど来、御質問の中に出ていました江北町は総合排水計画をつくって、事前落水を主要な取組にしています。その事前落水をより円滑に、操作をされる方が高齢化していることも踏まえて、議会にも承認いただいて電動化を今しているわけです。従来は、もともと下からそういうときに上げていただければ泥土も一定流れてきていたんですけど、そういうやり方じゃ、親子ゲートなものですから、下から上げたりされていなかったんで、そこに泥土がたまっていたと。ですから、今回ゲートの電動化もしましたし、事前落水の日常のそういう操作の中で一定泥土も除去されるであろうというふうにしゅんせつについては考えておりますものですから、もちろん地元負担してでもということであれば別ですけれども、これで一定の効果があるんじゃないかというふうに思っております。

ただ、いずれにしても、今回、大西地区で実施をした土砂撤去工事というのは御質問のものとは違いますので、そこはぜひ混同なさいませんようよろしくお願いをしたいというふう

に思います。

○井上敏文議長

5 番三苦議員。

○三苦紀美子議員

御説明ありがとうございました。

皆さん、今日の結果を首を長く長くして待っていらっしゃるんですが、何となく私としては中途半端な質問のようで、自分で情けない思いをしておりますが、例えば、今は何にしても自然に流れるから、地元で実施をするようにというお答えがほとんど100%ですよね。だから、30%、あの負担がなければ何とかいいんですが、地元ではとてもすることができないと。いろんなところから、これをどこで質問するとニュースが入ったのか、期待していますから、返事をとわれまして、何となくすごく今、背中が重い思いをしておりますけれども、これはどうですかね、町長、一步前進して、何とか会議というか、組合じゃないんですけど、我が町だけのものをつくったりして、皆さんに気持ちよく過ごして、そして、気持ちよく事業をしてもらうような方策は取れないものかどうか、ぜひよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

まず確認をさせていただきたいのは、今回御質問いただいた大西区で実施をした工事については大雨によって流出した土砂の撤去工事であるので、以前御質問をいただいて、先ほど御要望いただいた、いわゆる水路のしゅんせつとは異にするということはぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

これは実は以前、同様に御質問をいただいたときに答弁を申し上げたことでありますし、当時の山中前副町長もその際に答弁をしておりましたので、よろしければ、これをまた改めて申し上げることで答弁に代えさせていただければと思います。

事前落水で堆積をしていた泥が流れ、一定の効果がある。何億円もかけて、数千万円の地元負担をいただいて、しゅんせつのためにそれだけお金をかける必要があると思っていたところが、事前落水ということに取り組むことによって、併せてそうした効果があるということが分かったと。水路の水位調整をするときは、親子ゲート、上を下げた水路を調節したか

ら下は泥がたまったまま、ところが、事前落水のときに下を開けてもらう、そのときの流水、勢いで泥がはける、そういう意味で事前落水にはそうした効果もあると。それに続いて当時の山中前副町長が、鉾害で大きな水門ができたが、親子ゲートができて、普通下から上げるやつを全部調節機能で下から上げていなかったと。大町の畑ケ田水門とか洞湖排水樋管、そして、高良川のところに行きますが、向こうの川はきれいにしゅんせつになっている。大町の排水員さんは、雨が多く降ったときいつも下から上げて移動されていると。そうすれば、水路も底から水が流れていいんじゃないかと思っていると。鉾害で水門が大きく造られて、開けるのに非常に操作がきつい、力が要る、動くのに非常に問題があるということで、3号水路と西古川の水門に電動化をつけさせていただくようになっていますが、それによって自然に上げられることで泥が流れるんじゃないかなと思っているというのが当時の山中副町長の答弁でありましたし、御存じのとおり、江北町は現在これにとどまらず、ゲートの電動化を順次進めているというふうになっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

5番三苦議員。

○三苦紀美子議員

それで、私は今、皆さんにどう説明しようかというのが頭の中でこんがらがっておりますが、どんなでしようかね、これは先ほど言いましたように、地元のそういう団体の声を直接聞いて話していただければ、その方たちも多分ちゃんと納得されると思うんですが、なかなか町長も忙しいし、担当課も忙しいからということで、特別な思いをするからですね。みんな大西だけをしたというような、そういう思いで取られているから。私もそんなことはないよと言いながらも初めてこの問題を出しているわけですから、ほかの方々も話を聞いたことないし、ちゃんと尋ねてくるねということでしたので、先ほど説明していただきましたので、皆さんもケーブルを見ると少しは分かってくれるから、肩の荷が少しくらい軽くなれないかなというふうに今願っているところでございますが、これはちょっと重複するかな。さっき事前落水とおっしゃったんですかね。これに何か利用して工事をするようなのはないんですよね。とにかく他地区と不公平を招かないように考えながら協議していったらいいと、私たちも相談していきたいなと思っております。どうでしょうか、町長、協議は急がなくてもいいですけど、頭の中に実施するほうに向けていただいていると期待してよろしい

ですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

忙しさを理由にするつもりはさらさらありませんし、地域で取扱いに差を設けているつもりもさらさらありません。よく三苦議員が言われますけれども、自分というよりは支持者といいましょうか、住民の皆さんからそういう声があるので、その声をやっぱり届けなければということでもいつも御質問をいただいておりますし、それは真摯にお受け止めをさせていただいて、三苦議員にお答えをするのはもちろんですけれども、三苦議員にお届けになられた住民の皆さんにも届くように御説明をしておるところであります。

今回もそうやって住民の方がそういう疑義といいましょうか、お持ちであるということで御質問をいただいたわけでありまして、それに対しては先ほど申し上げたようにお答えもさせていただいたわけでありまして。ですから、それでいけばぜひ三苦議員から、そうした疑義をお持ちで三苦議員にお届けになった方々にまた御説明をいただければいいなというふうに思いますし、そうしませんと、その先の協議だけは町がとういうこと——もちろん事によってはそういうこともあるというふうに思いますけれども、今回、再度の御質問ということでもありますし、ぜひそこはこのやり取りについても三苦議員から御説明をいただけたほうが受けたものを返すということになるんじゃないかなというふうに思いますし、当然これはまたケーブルテレビやウェブラジオでも聞いていただくということができますので、それも活用していただければいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○井上敏文議長

5 番三苦議員。

○三苦紀美子議員

本当に大切な時間を取っていただきましたので、ありがたいと思っております。私自身もまだまだ深いところを探らなくてはいけないんですが、何となくばたばたしているのか、自分の不得手というところで足を遠のけているのかなという気もしておりますが、このテレビを見られた方たちは何を言っているんだと言われると思いますので、私も勉強して、できるだけ箇所箇所で会議をしながら、そして、壁にぶつかったときは私が相談に参りますので、

町長、そのところは受けていただけますか。

○井上敏文議長

答弁願います。山田町長。

○町長（山田恭輔）

正直言いまして、これまでも一般質問の中でのやり取り以外でも、三苦議員の関係者の方からも個別に担当課のほうには幾度となく問合せや御質問もいただいておりますので、それはもちろん継続して、そうした個別のお尋ねについては対応させていただくということでもあります。

以上です。

○井上敏文議長

5番三苦議員。

○三苦紀美子議員

町内で類似の箇所は存在しなかったかということも聞かれました。そして、区長会や排水対策連絡会等へ聞き取りはされたのか、されていれば聞き取り結果を聞いてきてくださいということでございました。

まず、類似の箇所があったかなかったか、区長等への聞き取りは実施したかしなかったかということをお答え願えればと思います。よろしくお願いします。

○井上敏文議長

大西地区の泥土しゅんせつについての3問目ですね。答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

三苦議員の御質問にお答えいたします。

区長会、排水対策連絡会の聞き取り結果というところでもありますけれども、災害として対応いたしましたので、直接、区長に聞き取りを行って事業をしています。大西だけではなくて、町内で実施箇所は14か所、708万円程度を事業費として使っているところでもあります。

具体的に申し上げますと、上小田地区、それから山口地区、惣領分では上惣、佐留志では宿の各水路で14か所の事業実施をしているということでもあります。それで、区長さんからの聞き取りの中で事業をこのときは実施したということでもあります。

以上です。

○井上敏文議長

5 番三苦議員。

○三苦紀美子議員

2 番目の区長さん等への聞き取りはされたやろうかと、そこには区長さんはいなかったんですよね。よかったらお答えください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど申し上げましたとおり、今回御質問いただいた大西の流出土砂の除去工事は、令和3年8月の大雨によって被害を受けた箇所の災害復旧工事、708万円の事業の中の一つの災害復旧箇所が大西だったということでありまして、今回もそうでしたけど、今回も上小田で一部土砂の崩れがありましたけれども、当然区長さんであるとか、それこそ議員の皆さん方から情報提供いただくこともあります。雨が終わるたびにそういう被害の状況を把握して、それについては復旧工事として事業を立てているということでありまして、当然区長さん方をはじめ、関係者の皆さん方とは連絡を取りながら、情報を収集しながら、一日も早い復旧のための事業をやっているということでありまして。

以上です。

○井上敏文議長

5 番三苦議員。

○三苦紀美子議員

それでは、4 問目に移らせていただきますが、令和5年9月議会において、事前落水を体系化し、この事業を活用してクリークの泥土除去にも活用できるか地元と協議させていただきたいと回答されていますが、協議結果及び協議内容の説明があればお願いしたいと思います。当質問は、他地区と不公平を招かないように考えながら協議していきたいとの冒頭で説明した回答を受けての質問です。よろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

議員の御質問にお答えします。

協議としては、排水対策連絡会等で情報共有を行っておりますし、泥土の除去効果につき

ましても管理者のほうに聞き取りをしております。管理者の方に聞き取りをしたところ、ポンプの運転時間が大体半分ぐらいになってきたということで、事前落水の泥土の除去効果を実感しているところであります。

以上です。

○井上敏文議長

5 番三苦議員。

○三苦紀美子議員

それでは、3 問目の質問をさせていただきます。

町道花祭～村内線地滑り対策の進捗状況についてでございますが、少し説明はあったと思いますが、これはその前に私が書いていたものですから質問させていただきます。

本件に関しましては、令和 6 年 6 月議会において、町道花祭線の通行止めの早期解決をとの声を聞き、現場へ出向いた際、地滑り被害としながら、被害箇所を覆ったブルーシートが劣化し、破損が確認されたことを受け、度々現地へ出向き、状況を確認してきたが、ブルーシートの対応が進まなかったのが、今はきれいにしていただいたということで大変ありがたく思っております。早期復旧工事完了を見守っていくためにも、今後も度々足を運びたいと思っております。

令和 3 年 8 月豪雨により被害が確認され、対策方針が出るまでに 4 年間を要し、今年 7 年 6 月議会では着手へ向けた基本的な考え方が示されました。また、7 月議員例会においても今後のスケジュールが示されましたが、現在、内容に特段の変更がないかをお尋ねするようということでございますので、質問させていただきます。

まず 1 問目、8 月に国土交通省に工法確認予定とされていますが、例会で示された工法で国土交通省との確認協議は終わったのか、また、工法に問題はなかったか、説明をお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

三苦議員の御質問にお答えします。

町道花祭～村内線地滑り対策についてですけれども、発生から 4 年を経過しております。議員並びに地元の皆様には多大なる御迷惑、御心配をおかけしておりますことを心よりおわ

び申し上げます。

このたび、8月25日に国土交通省、財務省による災害査定を終えまして、ようやく前に進めることができるようになりましたので、進捗状況について御説明をしたいと思います。

地滑り対策につきましては、令和3年から令和5年にかけて調査観測を実施しております。令和5年7月に滑り面を判定できる観測を確認しました。その後、令和5年から7年にかけて対策工法の設計、国土交通省との確認協議を行ってきたところであります。

工法については、横ボーリング工が6か所、鋼管ぐい工2区域、集水井工2か所、町道復旧1式ということで実施予定であります。現在のところ、問題なく進めているところであります。

以上です。

○井上敏文議長

5番三苦議員。

○三苦紀美子議員

ありがとうございました。

その後の災害報告、査定に遅延の心配はないか、着手は令和7年度中との確認でよろしいか伺うようにとのことですので、お尋ねいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回の地滑り被害箇所については、先ほどからお話に出ている直近の令和3年8月の大雨によって被害を受けた箇所でありました。ちょうどゴルフ場の近隣ということで、恐らく当時土を盛ったところがほかの自山の部分に比べて弱いということだと思いますけれども、江北町の中ではかなり大規模な被害でありました。

先ほど4年間も要したということでもありますけれども、私自身はこの4年間のうち1分たりとも無駄な時間はなかったというふうに思っております。というのも、大規模な災害でありましたので、言わばお国あずかりといいましょうか、工法であるとか、経過観察であるとか、調査から全て国、または学識者の指導の下でこれまで進めてきたところでありますが、やっと今回査定まで受け、工法まで何とか決定しているということでもあります。

御承知のとおり、今回9月補正予算でその事業費の一部については計上もさせていただい

ておりますし、残念ながら複数年かかる事業でありますので、併せて継続費についても今回計上させていただいておるところであります。もちろん一日も早い復旧を望んでおりますし、一日も早い復旧ができるよう我々もしっかり努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

5 番三苦議員。

○三苦紀美子議員

今の町長のお話や係の方のお話を聞いて、地元の人も安心なさると思います。言うばかりで全くできていないという方もいらっしゃいましたので、これで皆さん安心されると思います。一日も早い成就をお願いしておきたいと思います。

得意でない分野で、嫌なことを言ったかもしれませんが、今日は私の勉強にもなりましたので、今後自分なりの質問でまた皆さんにお願いしたいと思います。今日は本当にありがとうございました。

これで終わります。

○井上敏文議長

5 番三苦紀美子議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開14時35分。

午後 2 時25分 休憩

午後 2 時35分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

6 番土淵茂勝議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○土淵茂勝議員

日本共産党の土淵茂勝です。

最初に、家賃補助制度の実施を求めたいと思います。

6 月議会で住宅困窮者が町内におられる現状について質問をいたしました。その方に空き家を紹介いたしましたが、解決することには至りませんでした。子育て中の若い方で、民間のアパートへの入居を希望されていたようです。しかし、経済的な理由から既存の民間のアパートの家賃が高くて手が届かないという現状があります。

そこで、家賃補助制度を設け、こうした生活困窮者の要望に応える取組が今必要になっているのではないのでしょうか。まず、そのことについて担当課の答弁をお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

土渕議員の御質問にお答えします。家賃補助制度の導入についてということであります。

御質問の中に住宅困窮者という言葉が出てまいりました。まず、このことについて御説明をしたいと思います。

公営住宅法という法律がございますけれども、この第1条において「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」、そういった法の規定がございます。

また、町営住宅についてですけれども、町営住宅の設置及び管理に関する条例第7条の中に入居者の資格として4つの要件が定めてございます。1つに同居親族要件、同居している親族があるかどうか。2つ目に収入要件、これは月収15万8千円以下ということであります。3つ目に滞納要件、町税、住宅使用料の滞納がないかどうか。4つ目に住宅困窮要件であります。住宅用困窮要件はさらに細かく分かれておりまして様々な項目がございます。例えば、住宅以外の建物、工場、倉庫等に居住をされている方であるとか、親族と同居しているが苦痛が甚大な方、または設備等が不備で、トイレ、台所、風呂のいずれかがない住宅に居住している方、町外在住の申込者が自宅から勤務先まで30キロ以上離れている方、DVの被害者の方、障がい者でバリアフリー対応の住居が見つからない方などであります。

こうした要件に該当する方は町営住宅への入居を可能ということにしております。町といたしましては、住宅困窮者の対策としては、町営住宅を整備し、入居をお願いしているということであります。

次に、生活困窮者につきましては健康福祉課の松田課長のほうに説明を代わりたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

土渕議員の御質問にお答えいたします。

まず、生活困窮者について御説明いたします。

生活困窮者という用語は法令上では主に生活困窮者自立支援法において定義をされております。同法第3条におきまして「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と規定されております。

生活に困窮されている方々への支援につきましては、国が定める生活困窮者自立支援制度の枠組みにおいて、住居確保給付金により、離職や収入減少などにより住宅を失うおそれのある方に対し、一定期間家賃相当額を支給する仕組みが設けられております。これらの支援につきましては、佐賀県生活自立支援センターと連携し、相談内容に応じて個別に対応を行っております。

また、生活保護を受給されている方々への支援につきましては、生活保護制度の住宅扶助により、実際の家賃について基準額の範囲内で支給を行われており、杵藤保健福祉事務所と連携して対応をしております。

本町といたしましては、これらの国の制度に基づき、対象となる方々に適切に対応しているところでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

6 番土渕議員。

○土渕茂勝議員

今回の私の家賃補助制度についての提案は今2人の課長の皆さんが答弁されました。最初は宮本課長ですね。公営住宅の問題、これは私は6月議会で質問をして、その問題は高砂団地の再開ということを言いました。それについては解体をするという方向が既に示されております。そして、健康福祉課長のほうから言われたのは国の制度を説明されました。私が今回要求しているのは町独自として家賃補助制度の実施が今求められているんじゃないかと、いわゆる民間住宅に対しての住宅補助の問題です。

そこで、他の自治体の状況を調査いたしました。調査をしたというよりも、ネットで調べ

ました。様々な観点から補助に取り組んでおり、その自治体の数も増加しているようです。ほかの自治体の事例を参考にして本町でも家賃補助制度を導入していただくようという事で提案しております。

今資料としてほかの町の状況を示したいと思います。

(パワーポイントを使用) これはネットで私が調べた全国の家賃補助のまとめになります。これは全体で2ページまでありますけれども、28か所ですね。いろんな形でそういう家賃補助制度を実施しております。これを全部一々紹介するというわけにいきませんので、2つほど紹介をしたいと思います。

一つは資料の5番目ですね。UIJターン住まい補助金。石川県かほく市の取組です。目的はかほく市の定住促進を図るため、県外からの移住者が市内の民間賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅に入居した場合に家賃補助を行うというものです。支援内容は補助金が1世帯当たり月額2万円を最大24か月補助するという制度です。詳細はまた皆さんネットで見いただければと思います。

もう一つが高齢者世帯等居住継続家賃助成、これは24番目ですね。これは東京の目黒区です。東京は結構高齢者対策ということではかにも幾つかあります。東京都目黒区の取組ですが、目的は目黒区内の民間賃貸住宅に居住する対象世帯に対して家賃の一部を助成することにより、区内に安心して住み続けられるようにすることを目的としています。支援内容ですが、助成額が共益費を除くということで月額家賃の20%を補助するということです。1人世帯で1万5千円、2人世帯で1万7千円、3人世帯で2万円という内容です。

私が前回から質問しているのは住宅困窮者という位置づけをしております。もちろん所得が少ないから、民間の五、六万円するところには入れないと。しかし、若い人が多いですから、そういう方は私はいわゆる空き家を紹介しましたが、幾ら困窮していてもそこに入るというふうにはならなかったということです。これが今若い人たちの現状じゃないかと思います。

そういう意味で、町として新たに民間住宅に入れるように家賃制度を設けてほしいということで提案を今回しております。今、課長2人から答弁ありましたので、町長のほうでこの問題の答弁をお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、土渕議員からは家賃補助制度の実施を求めるということで、6月議会だったですね、前回に引き続いて御質問をいただきました。

基本的な江北町のスタンスといえましょうか、考えは先ほど両課長が申し上げたとおりであります。住宅困窮者に対する取組としては公営住宅そのものがそういう意味を持っておりますということと、生活困窮者についての支援ということでいけば、今いろんな既存の制度がありますというのを健康福祉課長が申し上げたところであります。

充実した質疑ができているなと思ったんですけど、何でかという、先ほど土渕議員御紹介いただきましたですね、全国の28、これには事業の名前と自治体しか書いてありません。けれども、今回、健康福祉課のうちの原田係長が28全部調べてくれました。28はどんな制度かというのを。そして、それぞれの趣旨ごとに整理までしてくれました。本当に大変だったと思います。名前と場所は分かるけど、どんな制度か、先ほどおっしゃったように。ですから、今回うちの原田君が全部調べてくれたので、28全部どんな事業かは分かっております。

先ほど御紹介いただいた石川のかほく市とか東京の目黒区の制度もここに入っていますが、いみじくも先ほど土渕議員が御質問いただいたように、様々な観点から補助をしている自治体があるということなんです。ですから、例えば、定住促進のために家賃の補助をしているというところが結構多かったですね。それともう一つは、先ほどありましたとおり、特に定住促進の中でも若者夫婦、子育て世帯向けに家賃の補助をして定住を促進するというのもありましたし、中には新婚さんに着目して家賃の補助をするというものもありましたし、先ほどあったように、一部高齢者向けの家賃補助をやっているところがあります。これが2つあるんですけど、2つとも東京都なんですね。先ほど御紹介いただいた目黒区なんかはもともと制度の名前が高齢者世帯等居住継続家賃と書いてあるんですよ。ということはどういうことかということ、都市部で高齢者だけで賃貸住宅にお住まい、転居しようにも、今度不動産会社がやっぱり高齢世帯にはなかなか貸してくれないという現状があるというのはよくNHKなんかでも言われていますですね。そういう中で、今借りているところに住み続けなければならないが、家賃というのはずっと改定されるわけですね。そうすると、今のところに住んでいても家賃が上がっていくと、その家賃の多分値上がり分を補填しようということ、先ほどおっしゃったような20%というようなことを決めておられるんじゃないかなと思いますし、恐らく制度の名前からいっても居住継続家賃と書いてあるものですから、多分そ

という趣旨かなということも今回調べてくれてよく分かりました。

そうしないと、先ほど土渕議員がおっしゃったように、やっぱり生活困窮という前提で御質問をいただいています。この資料をもらっただけだと、生活困窮に着目して28も補助しているよというふうにやっぱり思ってしまうものですから、疑っているわけじゃないですけど、どんな補助があるのかということを自主的にうちの原田君が調べてくれたので、これはこれで非常に我々も参考になる資料であります。今後いろんな施策を打ったりするときに、それこそ住み心地の話もありましたけれども、これは大変努力のたまものだと思って参考にさせていただきたいとは思いますが、今回の生活困窮者の方に対する民間への家賃補助ということであれば、先ほど両課長がお答えしたとおりでありまして、今の時点で町として制度を創設するということにはしておりません。

それで、結構今そういう相談を受けていろんなところにつなぐ機能というのものもあるものですから、もし個別の事例を念頭に御質問いただいているようであれば、健康福祉課なり、地域づくり課なりにぜひ御相談いただければ、多分いろんな解決策というか道筋も見えてくるんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

6番土渕議員。

○土渕茂勝議員

実際、私は相談を受けて、直接じゃなくて間接的に相談して、できるだろうと、家賃が2万円程度、2万5千円程度の空き家を同僚議員の協力も得て探して紹介したと。今、宮本課長、それから、健康福祉課長の答弁というのは、一つは宮本課長が言われたのは公営住宅の話でした。これは前回の質問で無理なんです。もう一つ健康福祉課長が言われたのは国の制度だと思うんですね。これは住居確保給付金というのがあります。ところが、これを読んだら、今私が提案している人たちの対象にはならないんですよ。非常に門が狭いと。だから、そういう中で、やっぱり町独自でこれを解決するというのが今求められているんじゃないか。

ヨーロッパではこの家賃補助制度というのはそういう形で今実施がされております。そういう意味で、新しい観点でやってこの問題を取り上げてほしいと思います。

住まいは生活の基本ということが一つですね。それから、憲法25条が保障する生存権の土台と。こういう基本的な視点から、今回私が質問している家賃補助というのは日本にはほと

んど見られないと思うんですね。これはヨーロッパでは既に進んでいると。江北町は住みたい町だったですかね、住み心地のいい町ですかね、それから、住みたい町というのは外部から見たところですね、やっぱりそういう課題に私は応えるものじゃないかなということを述べてぜひ検討を求めていると思います。

答弁は先ほど町長がされたから、そういう前向きにものを考えてほしいということで次の質問に入ってきます。

次は、横辺田四国88か所巡りについてですね。

横辺田四国88か所の由来は、今から200年余り前の江戸後期に横辺田地区の不作が続いたため、それを治めるために、牛津町谷、常福寺住職と横辺田代官が話し合い、弘法大師信仰の地、四国霊場を巡り、それぞれの霊場から土を持ち帰り、安置したことが始まりと伝えられております。

1番札所は牛津の柳鶴、そこから江北に入って大町まで行って、先ほど言いました常福寺だと思えますけど、最後の88番札所に常福寺そのものになっておりますので、それで完結するというシステムになっております。

この88か所のうち58か所の札所がこの江北町にあるということで、7月の臨時議会で予算が補正をされました。地域活性化の取組として、過疎地域支援事業費補助金を活用して——これは県の制度ですね——ガイドブック、ポスター作成などが進められていると思いますが、質問の第1はガイドブック掲載予定のウオーキングコースの検討状況についてお聞かせいただければと思います。また、どのようなコースにするのか決定されておりましたら、お尋ねしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

土淵議員の御質問にお答えします。ウオーキングコースの検討状況、また、どのようなコースにするかということであります。

ウオーキングコースについては、現在、写真とか案内文章等の素材集めを行っているところであります。コースの内容につきましては現在検討中でありまして、考えといたしましてはおおむね2つの大字を1つの単位として回ると、コースの数としては3コースから5コース程度を設定したいと考えております。このコースにつきましては、11月に開催されるビッ

キーふれあいの日までに間に合わせるようにつくっていきたいというふうに考えております。
以上です。

○井上敏文議長

6 番土淵議員。

○土淵茂勝議員

これに関連してという形で質問をしたいと思います。幾つかありますので、少しずつ行きます。

町内58か所のうち整備が必要な札所が数か所あります。石仏が摩耗している、ほこらが壊れかけている、札所自体がなくなっているところなどがあります。

質問の2点目ということですが、札所の現状を改善するために、町からの補助、整備するよう検討ができないかということです。

1つ目ですが、特に鳴江公園近くにある8番札所が水路の上に安置されており、ほこらが傾いている現状の改善を以前お願いしていましたが、その後、検討をされたのかどうか、それをまずお聞きします。

写真を今お見せしています。

(パワーポイントを使用) こういう状態になっております。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回御質問いただいた箇所については、御指摘をいただいて何らかの手だてができないかということで大分検討もいたしました。物の性質上といえましょうか、町で直接ということとはなかなか難しいよねというようなことは話しておりましたが、今回江北町としても横辺田88か所を一つの新しい地域資源としてもう一度そこに光を照らして活用していこうということになったきっかけは実はここなんですよね。だから、ただここにある、そして、傾いている、だから、何とかしないといけないということだけではなかなか手の下しようがないわけですが、これを新たな地域資源として改めて光を当てることでいろんな方策が出てくるんじゃないかということもありまして、その手始めに、全て一遍にはできませんけれども、今回そうしたウォーキングコースを設定したりして、実は横辺田88か所というのがあるんですよと、そして、こういうふうに町内にも点在しているんですよと、よかったら一回

行ってみませんかというところから始めたいということでもあります。そういう意味では、検討の先にあったものが今回のこういう活用をしようということなものですから、結果、今もこのままではありますけど、検討していないということではないですし、今からいろんな形で活用していくことの中で多分その解決策も出てくるんじゃないかなというふうには思っております。

以上です。

○井上敏文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

8番札所を特別に取り上げたのは地域からもこれは数年前から懸案になっております。それともう一つは、設置された経緯はよく分からないんですけれども、1950年3月の最初に私たちが資料として頂いた大町の方が1回回っておられるんですね。この方はもちろん亡くなっておられますけれども、この方の記録によりますと、この8番札所は当時佐留志村の天神搦土井というところにあると。天神搦の土井というのは私もよく詳しく知らないんですけど、恐らく今整備されている道路にあったんじゃないかという、私の想像ですけどね。だから、9番札所がこの写真で向こうのほうですけど、鳴江公園を超えて9番札所が同じような形でしっかりと安置されております。これだけが水路の右側が陥没して、そして、傾いていると。だから、これは圍場整備か、あるいは炭鉱鉱害の仕様でやられたんじゃないかというふうに思いますけれども、そういうこともありますので、特別にこれを町としても知恵を働かせていただいて、地域のほうもこれを何とかしたいというふうに考えておられますので、早急にとならなくてもいいですけど、とにかく元に戻せるようにですね。傾いておって、中の石仏も壁に倒れております。町長、壁に倒れております。その壁に倒れているのは地域の人が元に戻されたみたいですが、それにまつわる話もありますけど、それは今日はやめておきますけどですね。それが一つですね。

次にもう一つ、今8番札所を言いました、町の歴史的な遺産がある上惣の84番札所の唐屋敷も環境整備が必要な状況にあるのではないかと。木が繁茂していますけど、唐屋敷がその奥にあるんですね。町長、見られたと思うんですけども、こういう石仏がですね、この石仏について私はよく知りません。こういう石仏は町の文化財にもできるようなものだと思うんですね。この中に84番札所はこういうふうに野ざらしになっているから、札所の番号だけ

がここにかすかに分かります。ここに仏様が据えられておりますけれども、本来この仏じゃないんですね。近くにありますが。それも私たちが勝手に動かせないからこのままにしていますけれども、こういう状態で荒れている。こういうところが何とかならないかと。

ついでにもう一か所、これは新宿のちょうど長崎街道の真ん中辺りにあります。高台になっているところに桜も植えてあるところですが、この小屋というんですか、ほこらは風が吹けば吹っ飛ばすような状態ですね。中の石仏は顔が全部見えないほど崩れている。これはここだけじゃなくて、こういう状態が全体として幾つかあります。

そこで、いわゆる88か所のうちに江北で58か所ぐらいあるわけですけど、その中で手を加えなければならないものがあるもんですから、地域活性化資金などが使えないのかどうかですね。できればそういう形ができるようにしてほしいなと。特に私が考えているのは、こういうところは地域が守っておられるんですよ、だから、地域にその気がないと、これはできないと思っています。だから、地域が地元のこういうものをきちっと守っていくと、接待されているところもあります。だから、そういうところで町の地域活性化資金などが出れば、地域も働いてお金を出して改善すると。これをずっと見ますと、石なんかも200年前にできた石じゃない。明治時代に地域で直したとか、そういうのがあります。

私はそういう意味では、今回町が88か所を改めて取り上げておられますから、そういう地域のまとめというんですか、地域の活性化という意味で新しい石仏を造るというのも一つの方法じゃないかなと思っておりますので、地域活性化資金みたいなものは出せないだろうかということを最後をお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

同様の取組でいくと、佐賀市ではえびすさん巡りというのがありますですね。市内の至るところにえびすさん。担当課のほうで佐賀市にも問合せをしました。言ってみれば、このえびす像の整備を市でももちろん行ってはいない、先ほどあったように。また、地域に補助をした実績がないということでありましたが、先ほど土渕議員おっしゃったように、それでむげにですね、だから、自助努力だけでということではなくてですね。だって、町も一つの地域資源として活用させてもらおうとしているわけですから、そこは少し知恵を絞らせていただきたいと思います。ここで何かお約束はできませんけれども、知恵を絞らせていただく

ということだけはお約束できるかなというふうに思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

6 番土淵議員。

○土淵茂勝議員

この修復というんでしょうかね、それはやっぱり私は地域力が必要だと思います。町が代わってやるんじゃないくて、ただ、町が呼び水としてされれば、そして、地域にやる気があれば、そういうものがまた新たに整備されていくと。そういうものが地域のためにもいいんじゃないかというふうに思います。地域づくりというんでしょうかね。

今、町長のそういう意味での前向きな答弁がありましたので、町長が元気なうちにぜひ進めてほしいと思います。私はそんなに長くないですからね。

では、最後の質問ですね。いいでしょうか、最後の質問で。

○井上敏文議長

次、行ってください。（「何か言いますか。どうぞ」と呼ぶ者あり）答弁ありますか。

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

元気なうちと言われますと、まだ大分先でもよさそうな気がしますけれども、それには関係なく、こうやって江北町として新たな地域資源として光を当てさせていただくので、繰り返しになりますけど、そういう地域の皆さん方が自らのものだということでやっぱり保存していただけるような知恵をまず絞らせていただきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

6 番土淵議員。

○井上敏文議長

文字どおり地域活性化ですね。よろしくお願いします。

温暖化対策としてということで質問をいたします。

熱中症対策ということで町は本当に真剣に取り組んでおられます。毎日のように町内放送が聞こえます。私もお昼にもカボチャを作るために 2 時間ほど頑張っておりますけど、やっぱり 2 時間が限度ですね。2 時間終わったら家に帰って休むというふうにしております。

温暖化対策として太陽光パネル設置の取組ができないだろうかということです。地球温暖化や線状降水帯など気候変動の激しさを身近に感じるようになってきています。CO₂の大幅な削減は、国はもちろんのこと、全世界的な課題となっております。町として、また、我々町民として取り組めることは再生可能エネルギーの一つであります太陽光パネルを各家庭や町の公共施設に設置することではないかと思っております。

ここで質問ですが、町内の一般家庭での太陽光パネルの設置状況について、また、町内公共施設の設置状況、設置施設の数や発電量について、分かれば教えていただきたいと思えます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

土淵議員の御質問にお答えいたします。

町内の一般家庭における太陽光パネルの設置状況でございますが、近年、電力の小売事業者が多数存在していることから、正確な設置状況の把握は難しいのでございますが、大手電力会社に確認したところでは町内199件に設置されているとのことでございます。

次に、町内の公共施設における太陽光パネルの設置状況でございますが、平成21年に庁舎に設置した1件でございます。発電量につきましては、設置から16年が経過しており、経年劣化に伴いまして現在は僅かな発電量ということになっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

この太陽光発電の中でも、節電の問題でとか、それから、農地への設置、営農型太陽光発電、ソーラーシェアリング、こういうのも少しあります。そういうのも進める必要があるのではないかと思います。

そういうようなことで、太陽光パネル設置に対する補助の実施が必要ではないだろうかということで、これは町長の見解をお聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

どのぐらい前だったですかね、それこそ固定価格買取制度とかができた頃は県のほうも旗振りをされて、それに町も協調的な補助をして、先ほど課長が紹介したような太陽光パネルがその当時、大分設置をされたんだと思います。少なくとも町単独というよりは、県、できればやっぱり国という大きな、特にこういうエネルギー政策ですから、そういう中で考えるべきことかなというふうに思っていて、町単独ということではないんじゃないかなと思います。聞くとところによると、いろいろ動きもあるというふうにも聞いておりますもんですから、ぜひそういう国や県の動きを見ながら、町として必要なことはやっていきたいというふうに思っておりますが、一つ大事なのは、恐らく一番最初頃設置されたものは大分老朽化といいましょうか、更新の時期が来て、今はその太陽光パネルの施設の廃棄先に多分困っておるというような状況になっていると思います。だから、単純に太陽光で発電するということだけを見るのではなくて、やっぱりそれをするために必要な機器であるとか、設備であるとか、また、今度は廃棄のところまで含めて、ライフサイクルといいましょうか、トータルで考えないといけないことだというふうには思っておりますが、いずれにしても、特に大きなエネルギー政策ということでいけば、やっぱり国や県の動きに注視をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○井上敏文議長

6 番土渕議員。

○土渕茂勝議員

太陽光発電を中心に再生可能エネルギーについては国もまず第一に上げていますよね。しかし、同時に石炭、火力、原発の再稼働などが出ています。そういう状況では私はいけないと思うんですよね。やはり太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーを活用していくというのが、国を含めて県もそうだし、そういう視点を町としても持ちながら、必ず私はそういう方向が出てくると思います。この異常な温暖化を自ら、誰でも今気づいている問題です。それを放置しておく必要はないと思うんですよね。

そういう意味で、ぜひそういう視点を持って進めていただきたいということを求めて終わりたいと思います。

○井上敏文議長

6 番土渕茂勝議員の一般質問はこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開15時30分。

午後 3 時19分 休憩

午後 3 時30分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

8 番西原好文議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○西原好文議員

8 番西原好文、通告に従いまして2問質問していきたいと思います。

本日最後の質問となりますが、最後まで答弁のほうよろしく願いいたします。

それでは1問目ですが、全国都市緑化フェア、我が町の取組はということで、先月8月1日、山口祥義知事による県政報告会が福富ゆうあい館で開催されております。知事の報告に続き、今後の県の取組について紹介がありました。その中で、全国都市緑化フェアの話があり、県内初の開催ということでした。

8月3日の新聞には「国内最大級の花と緑の祭典 28年春に2カ月間、県全域で」、全国都市緑化フェアの記事が掲載されております。全国都市緑化フェアについては「吉野ヶ里歴史公園や佐賀城公園、森林公園を主会場に県内全域でイベントやプログラムを展開する。」とあります。県独自の山の博覧会、仮称でありますけど——との合同開催に向けた準備も進められております。

我が町では昨年、さが山の学校等の取組が開催されたものの、本町にある公園等のアピールをするに至ってはおりません。現在、みんなの公園には県内外の自治体からの視察がっており、白木パノラマ公園についてもキャンプ等の利用者が毎月多くの方が来園されております。

県は佐賀らしいフェアの方向性として、一過性のイベントではなく、フェアの価値を日常に還元することを目指すとありました。本年度中に基本計画、2026年度に実施計画を作成し、併せて会場整備も進められ、花と緑に囲まれた空間で佐賀らしい「食」を楽しむ場をつくるなど、地域資源を生かしたコンテンツを創出していくとのことでした。

そこで質問いたします。

まず1問目ですが、全国都市緑化フェアに合わせて、我が町はどのような取組を考えられ

ておりますか。

2 番目ですが、佐賀県独自の山の博覧会、仮称ですけど——とさが山の学校が制作に取り組んできた「土のひと 風のひと」とのコラボができないのか。

3 番目、県が今年度中に基本計画を策定されるのであれば、早急に町の考えをまとめるべきと思うが。

その3点について伺いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

西原議員の御質問にお答えします。

全国都市緑化フェアについて、どのような取組を考えているかというところであります。

全国都市緑化フェアにつきましては、昭和58年から毎年全国各地で開催されている国内最大級の花と緑の祭典ということであります。令和7年7月30日に国土交通大臣の同意が得られたということで、2028年の佐賀県での開催が決定しております。佐賀県でフェアが開催されるのは初めてということであります。

県においては7月に基本構想を公開されております。主たる会場は、先ほど議員に御紹介いただきましたとおり、吉野ヶ里歴史公園、森林公園、佐賀城公園ということであります。また、各地域連携の下、県全域で展開されるということで、2028年の春の2か月程度が期間であることがこの基本構想の中で明らかになっております。

今後は令和7年度中に基本計画を策定する上の検討委員会が設置されるということと、翌令和8年度には主催者、関係者団体等により構成される実行委員会が設置されるということでスケジュールが書かれておりました。現時点では、おぼろげながら姿が見えてきたというところであります。

全国都市緑化フェアに合わせた取組については、今後も情報収集等に努めて、現段階でちょっと考えについてはまとまっておりませんが、まとまり次第、改めてお知らせをしたいと考えております。

次に、質問の2点目ですけれども、「土のひと 風のひと」とのコラボができないかということであります。

これについては、例えば、作品の舞台となった場所の観光とか、フェアと協力して町の認

知度を向上させるような取組というのはできると思いますので、考えていきたいと思います。

質問の3つ目、町の考えをまとめるべきと思うがというところではありますが、これにつきましても、フェアにつきましましては県と歩調を合わせて事業を推進していきたいと思います。町の考えについては、まとまり次第、改めてお知らせをしたいというふうに考えております。

以上であります。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

次の質問に入る前に、課長の皆さんたちに耳の痛い質問をしたいと思います。

「佐賀県杵島郡在住の皆様へ」というようなことで山口祥義知事の県政報告会の案内が私たちのところにも来ました。こういった県政報告会あたりは役場の課長さんたちは出席すべきと思うんですが、どういう考えをお持ちかなと不思議でなりません。なぜかというと、県のトップである知事の報告会並びに今後のそういった取組あたりの報告会なんです。開催している白石町については数名の職員さんが来られている。ただ、大町町、江北町の職員さんは多分目にしていません。なぜかといったら、ここの案内の書き方がちょっとまずかったかな、「後援会会長」なんですよね。だから、町長も、水川町長も、田島町長も後援会ということで何か勘違いされたのかなと思ったんですけど。

私はこの会に参加させていただいて、この全国都市緑化フェアを聞いてぴんときたんですよ、これはうちの町に何か使えないかなと思って。そういったことの情報の収集にもつながるので、こういった知事の報告会なんかは課長さんとしては出るべきだと私は思うんです。それで県の情報が得られるのであれば、やっぱり1時間なり2時間なりをちょっと消費したとしても、私は出席するべきだったと思うんですよ。だから、今後そういった会があれば、国政報告会まで出るとは言いませんが、できれば、知事の報告会あたりは情報収集として出席してもらいたいなと思っています。

次の質問に入る前に、ちょっと我が町の公園についてパワーポイントで説明させていただきます。切替えをお願いいたします。

(パワーポイントを使用) 今回、全国都市緑化フェアについて質問をする段階で、私はいろんな公園の写真を撮りに行きました。

これは鳴江河畔公園ですね。草が伸び過ぎていて、子供たちの遊び場としては今の段階で

はちょっと厳しいかなというふうな感じがしました。

トイレについても、ちょっと汚れというか、異物があつたものの、大体きれいに清掃されているなというようなことですね。

これは暑さ指数についての対策も取られておって、真ん中の柱には温度計とか計器までつけて暑さ対策については注意をされておりました。

次に、今評判になっているみんなの公園ですね。さすがにできたばかりというといかんですけど、一番新しい公園で、整備もされておってきれいな状態ですね。

次に、これは桜山公園です。これは登り口です。

その次ですね、今度桜山公園は予算をつけられてこの歩道については整備をされるということなんですけど、ここは入り口のところですから、多分整備できるかどうか分かりませんが、だんだん奥に行くに従って、東照寺さんの近くの階段辺りが大分コンクリートも乱れているということで修理の対象になっていると思います。ここで一つちょっと問題なのは、桜の根が上に上がってきてコンクリート壊しています。ですから、これにかぶせるものなのか、撤去してコンクリートを打つものなのか、技術がちょっと必要かなと思っているところでございます。

続きまして、これは桜山公園の奥のほうを見たところですね。

これは桜山公園のトイレです。

次に、白木パノラマ公園の入り口なんですけど、この看板を見てください。数十年たっているせいか、何の看板か分からんのですよね、白木パノラマ公園の看板。

これが階段です。一番下のほうから上に上がるところの階段。

次、公園の案内看板についても、看板自体に何を書いてあるのか、なかなか理解できる看板ではありませんでした。

これは途中の階段ですね。やっぱり年に何回か除草されていても、今一番草が伸びている時期なので、ちょっと草が気になるところでありました。

これは滑り台の一番上のところですね。遊具あたりももう既に何十年とたっているのも、結構劣化というか、そういったのが箇所箇所に見られるところでした。

これはコテージですね。今回、夏の暑さに対してクーラー等も設置されているということでした。

これは展望台なんですけど、数年前にシロアリによる被害によって、今、基礎をちょっと修理

されているということで、下の基礎が修理されておりました。

最後に、これが白木パノラマ公園のキャンプ場ですけど、写真を撮りに行った当日も1組おられたんですけど、もう帰る準備をされていたのでちょっと話を聞くことはできませんでしたが、大体毎月たくさんの方が江北町のキャンプ場を利用されているということでした。

再質問に入りたいと思いますが、先ほど課長からの答弁で取組状況は分かりました。ただ、2026年度には実施計画を県は作成されるということです。ですから、町としての考えをやっぱりある程度まとめて取り組んでおかないと、それに乗って町の考え等もどんどん出していないとちょっと遅れるんじゃないかなというような感じで先ほど課長の答弁を聞いておりました。

それともう一点なんですけど、今回の県の説明で言いますと、いろんな会場の整備だとかいうのも上がっております。ですから、本来であれば、うちがそういった事業に取り組むということであれば、例えば、いろんな公園がありますけど、その整備についても県の予算が使えるんじゃないかなというような感じがするんですけど、やっぱり早急に考えをまとめて県あたりと交渉するのも一つの策かなと思うんですけど、そこら辺の考えはいかがでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

さすが西原議員、お耳が早いといえますか、今回通告を受けて、8月1日の知事の県政報告会で知事が言われた全国都市緑化フェアのことを質問されるとは正直思っておりませんでした。

先ほど、できれば課長もということですけど、おっしゃるように後援会長をそれぞれ3町の町長が務めて、あくまでも後援会としての事業ということになっているものですから、言ってみれば、公務か政務かという政務なもので、職員に來なさいというようなことは、今の時代なかなかやっぱり言いにくいよなということがあって。白石町は今回地元開催でもありましたものですから、もしかすると、自主的に來た職員もおられるかなというふうに思います。逆に言えば、我々は後援会長もしているものから、そういう県の動き、また知事も大分早い段階で県政報告会ということ言われたんじゃないかなというふうには思います。

今回、全国都市緑化フェア、それと合わせて佐賀県独自の山の博覧会、イメージとしては都市部と山間部と両にらみでイベントをされるのかなというふうに思っております。町としては積極的にこういうものに関わってというか、正直言うと、あわよくばこれでいろんな補助なんかもいただいて、例えば、積年の課題である既存の公園の改修なんかにもつなげて、結果的には江北町のことを知っていただいて、江北町にもたくさん来ていただくというようなことにつながればウィン・ウィンということでもありますものですから、さっき課長が答弁しましたように、恐らくこれからいろんな説明会みたいなことも予定されているんだと思います。ですから、そういうのにも積極的に参加をして、例えば、何かサテライト会場みたいなものとかスポットイベントみたいなものとかももし募集されるようであれば、そういうものにも積極的に手を挙げて、中山間地、それと平野部、都市部、いずれについても、こういう県の取組にはぜひしっかりコミットしていきたいというふうに思いますが、何せこれから基本計画なもんだから、動こうにも、今動くということは難しいのは難しいわけです。

ですから、いずれにしても、県も多分かなり早い段階で知事がこういうことを考えているということを言われて、新聞にも載りましたけどね。繰り返しになりますけど、しっかり県の準備状況、また計画にもコミットして行って、江北町としても最大限の貢献と効果を生むようにしたいと思っております。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

1点目は了解したというようなことで、次に2点目の質問に入りたいんですけど、本来であれば、同僚議員の酒井議員なんかがこういった山の事業ですね、ワイルドランチカフェあたりが開催されております。これは2025年3月23日。今回県が打ち出しているあれとよく似ているんですよ。山で地場産品を使って食事を出したり、それで、このワイルドランチカフェなんかは、県が今回事業としてやろうとされているのが、まさしくそのとおりでかなと思ったので、酒井議員にもいろいろ聞きました。今まさに事業の一環として、先月かな、伊万里市のほうにも出向いていろんな事業をされたりというふうなことをされております。

やっぱり事務局をされているから、質問するのはしにくいだろうと思って私も大分迷ったんですけど、今回県がこういった一大事業をやるというふうなことで、うちの町は昨年度か

ら取り組んでいるところがあるんですよね。ですから、やっぱり県に強く要請をすれば、よその町より大分有利じゃないかなという気がいたします。そこら辺で、やっぱり江北町をアピールする意味でも、2番目の山の博覧会、仮称ですけど、うちのさが山の学校が制作に取り組んでいた「土のひと 風のひと」とのコラボがぜひ実現できるように町として後押しをしてもらいたいと思うんですけど、そこら辺はどうですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私も以前は行政の現場のほうにいましたものですから、ちょっとこういう言い方が正しいかどうか分かりませんが、今回、唐突に全国都市緑化フェアが決まったわけでもないんですよね。さらに言うなら、山の博覧会も思いついたように今回決められたわけでもなくて、そういう意味では、森川海人プロジェクトとか、もう既に県は大分以前からやっぱり中山間地、過疎地に光を当てましょうということをずっとやってこられていました。そういう意味でいきますと、江北町がさが山の学校のいろんな事業と一緒にやらせてもらっているとか、昨年映画ができたというのも、今回の発表からすれば、実は大分以前から見えるか見えないかのような道筋があった中で、多分そういうことも位置づけられているはずだというふうに思っております。遅れを取らないというよりも、逆にそういうものに乗った上で、今回おっしゃったように、既に江北町は少し先に取組をしているということですから、繰り返しになりますけど、ぜひこの流れで江北町としてもやっぱり最大限コミットをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

2問目については、本当に前向きな回答をいただいたと思っております。

実際、酒井議員なんかもそういった事業に取り組んでいらっしゃいますし、やっぱり岳の方だとか、白木の方だとか、門前の方だとか、いろんな方に御協力を得て、せっかく江北町をPRしようというふうな動きがありますので、ぜひ町の担当課として、宮本地域づくり課長は大変だと思うんですけど、本当にうちの町のPRを兼ねる材料としては、まさしく町長

が言われる、県費を使って町をPRしましょうというような方向性を持ってもらいたい。要らん金を――要らん金じゃないですけど、県がそういった予算をつけてくれるのであれば、そういった金を利用させてもらって、ぜひうちの町をPRしてもらいたいというのがお願いです。

3点目なんですけど、本当に今年度中に基本計画を作成しなければいけないということです。先ほども言いましたとおり、いろんな山の整備あたりも必要な時期だと思うんですよ。先ほど写真でも出しました、いろんな看板の整備だとか、そういったのも県のほうに一応計画として出されて、通ればラッキーじゃないですか。やっぱりそういったことで、うちの白木パノラマ公園は、今キャンプをされる方たちにとっては物すごく人気の場所なんですよ、毎月皆さんが訪れていただくように。キャンプ場を利用されるよその県の方たちにとっては、江北町は今、聖地なんです。ですから、それを利用するについて県の補助金あたりを確保してもらおうといろんな整備ができるんじゃないかと思うんですが、そこら辺の考えをぜひお願いしたいんですけど。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

すみません、ちょっと繰り返しになってあれなんですけど、県のほうもこれから今年度中に基本計画を策定されるということです。恐らくそうしたことの中で、先ほどあった、市町でのサテライト会場とか、またスポットイベントみたいなこととか、それに対するいろんな支援メニューみたいなことも多分明らかになっていくんじゃないかなというふうに思いますので、やっぱりそこはしっかり情報収集をして、できれば、ほかに先んじて情報を得て、具体的な準備を進めていきたいというふうに思います。江北町を知っていただくにはいい機会だと思いますし、さらに言うなら、既存の公園に手を入れる絶好の機会だというふうに思いますし、そういう意味では、財源も含めて活用できるものは活用していきたいと思っております。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

そしたら、1 番目については本当に前向きな回答というか、できるだけ早い時期に県との協議あたりも進めてもらいたいということで、次の質問に入らせていただきます。

2 問目の質問です。

職員の制度改革について問うというようなことで、本年 8 月、新たに 5 名の職員が採用されました。年度途中の採用ということで驚きと不安がありましたが、3 名程度の募集に対し 58 名の応募があり、町としては面目が立ったのではないかと考えております。しかし、その背景には、昨年度中に 5 名もの退職者が発生し、急遽募集されたのではないかとと思うところもあります。それ以前にも数名の中途退職者がありましたが、執行部からの説明では、どこの町でも起こっていることなんですと簡潔な回答でした。私が議員になって 26 年ほどたちますが、これほどの中途退職はあっていないと思います。これも時代の流れと言われればそれまでですが、余りにも職員の入れ替わりが多く、懸念するところでもあります。

そこで、職員の制度改革についてですが、町長は 7 月から役場の組織、機構の見直しをされ、新たに参事、主任の職をつくり、職員を管理運営するライン職と専門的に事務処理を行うスタッフ職に色分けされる改革を行われました。ライン職とスタッフ職に大きな違いがあるようには思えませんし、職員を分別しているようで容易に賛成できるものではありませんでした。

また、昨年 4 月に設けられた職員の希望降任制度についても、本人の家庭の事情等を考えれば仕方ない部分はあると思いますが、ある程度の制限を設けておかないと管理職がいなくなるのではないかと心配するところでもあります。

そこで質問いたします。

1、現在の職員の定数管理について、各年代の職員数の考え方や高校生、大学生などの新卒卒の採用の考え方をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

職員の採用に係る考え方については、退職に伴う欠員補充ということを原則として採用計画を立てているところでございます。しかしながら、今、佐賀県市町村振興協会の研修資料によりますと、就職に対する考え方が 10 年、20 年前とは全く別物になっていると、変化して

いるということでございます。新卒採用のマーケットにおいては、情報収集の方法が新聞、求人誌、就職サイトが古いと言われるようになり、現在は口コミサイトやSNS等でリアルな新卒者の声を収集することが主流となってきたというところでございます。

就職先を選ぶ際においては、以前は大企業や公務員、安定した給料など、終身雇用で安定した就職先が主として選ばれておりましたけれども、現在は転職を前提としたポータブルスキルやワーク・ライフ・バランス、社会貢献の実感といった、どこでも通用するスキルを身につけることができる就職先が選ばれるように変化をしているようでございます。

また、中途採用のマーケットにおきましては、働きがいがあるか、これまでの経験を生かせるか、専門性を高められるかといったことが重要視されておまして、大きな意識の変化が見られております。転職がキャリアアップの手段として一般化しているというところでございます。

今現在、どの自治体におきましても想定外の転職や定年前の早期退職による雇用の流動化が見られておまして、人材の確保に苦慮をしているところでございます。即戦力となる専門分野の人材におきましては、民間や公務員を問わず、奪い合いの状況となっております。

このような状況下でございますので、ほかに遅れることなく優秀な人材を確保する必要がありますし、現職の職員に対してもワーク・ライフ・バランスによる意欲の向上、そして組織活性化のための環境整備、ライン職、スタッフ職といったキャリアプランの「見える化」など、新しい時代に適応した仕組みを構築して、選ばれる組織づくり、働き続けられる組織運営を進める必要があるということで考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

あえて私は答弁しないほうがいいかなとも思っていました。というのも、先ほどおっしゃったように、職員の早期退職があると、ともすると、すぐ首長のせいというようなことを言われるもんだからですね。

ただ、西原議員がおっしゃったように、以前と比べれば、今の公務員の在り方というのは違和感だらけだと思います。というのは、以前は役場に入って途中で辞めるなんていうことは考えられなかったですね。せっかく定年まで働けるのに、辞めさせられもしないし、給

料もしっかりもらえるのにわざわざ公務員を辞めるなんてというのが昔の考え方だったというふうに思いますし、こう言っではなんですけど、何も失敗とかしなければ大体順番に偉くなっていくのだから、そんなに偉くなりたいくないなんていうのもかつては信じられない状況でした。残念ながら、この2つについては、それこそ我が町だけではなくてどこの自治体でも起きていることということでもあります。

先ほど我が町の中途退職者のお話がありましたけれども、ざっくり言うと、大体職員当たり毎年3人ずつどこの自治体も辞めていくということです。そういう意味でいけば、去年は少しうちは多かったですけど、その前はちょっと少なかったというのが今の自治体の実態であります。

そういう中で、今までは入り口は新卒のところだったわけですよ。出口は定年のところだった。途中で辞めるなんていうことはなかったわけですけども、今申し上げたとおり、例えば民間でも3年以内に3分の1は辞めるとか、最近は国家公務員についても早期退職者が増えているとか、まさにそういう中で、やっぱり優秀な人材をどうやって確保していくかということが大事なものですから、やはり新卒を前提にした採用だけではなかなか組織の活力というのは維持できないよということで、もちろん中途退職があったからではありましたけれども、今回、特に社会人を対象にして58名の方が江北町を目指していただいて、結果、5人の社会人経験者を採用できたということでもあります。

先ほど言ったように、なかなか年齢での管理というのが今は難しくなっています。というのは、若くして入っても若くして辞めるとどうしてもそこが空くというようなこともありますものですから、必ずしも年齢というよりも、やはり組織全体の活力の維持ということで、もちろん新卒者も採用はするけれども、やっぱり社会経験のある者も採用するということが大事じゃないかなと思います。

それともう一つ、今回の職制の見直し、ライン・スタッフ職をきちんと区分をしたと。分別というか——分別というところとちょっとよくないですけど、というのも、先ほど言ったように、今までは自分はどっちが得意とか適性とか関係なく、順番が来れば大体課長になるというのがどこの役所もそうだったと思います。課長というマネジメント、経営にたけている者は実はそんなにいないんですよ。でも順番でそうならないといけないということだったら、そうじゃなくて、もっと自分の専門知識とか、どっちかというプレイヤーとしてもやはりキャリアを積んでいってもらいたいということで、そこを明確に分けさせていただいたと。

だからといって、今おる者を降格させたりということもないし、もちろん参事も課長も同格だということも言いました。けれども、やっぱりこれからの若い人たちにとっては、自分はどっちが向いているかなと。プレーヤーとして進んでいくほうがいいのか、それとも、マネジメントの仕事をしようという、自分の適性を、もしくは自分の関心をしっかり自分で見詰めていただいて、やっぱりそれにふさわしい道を準備するというのが我々にとっては大事なことなんじゃないかなと思います。

例え話をしましたら、うちの職員が言ってくれましたけど、サッカーでいえば、キングカズみたいに、とにかく最後まで一選手としてプレーヤーでいきたいという人間もいれば、日本代表の監督をされた栗山監督みたいに、もちろん現役のときも日本代表の監督をされたんですよ——だけではなくて、まさにチームの運営のほうでやっぱり才能を発揮するという2つの道がありますよね、それをきちんと若い人たちに示すということが職員の定着にもつながりますし、何というんですか、自分の適性を磨くということにもつながるということで今回分けさせていただきました。もちろん西原議員にとってみれば、これまでずっと役所を見てこられた中でいけば違和感だらけだと思いますけれども、残念ながら、今、違和感だらけの公務部門の雇用状況の中で、まさに新しい時代の仕組みをつくっていかないと、これからも流出をしたりすることを止めることはできないと。だから、これからの新しい組織としては、やはりこれは必要なことだと私は思っております。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

先ほど町長が言ってもらったとおり、私たちの年代のときからすれば、なかなか理解に苦しむですね。

町長が所信表明の中で、若い人たちが長く職に就いていただくためというふうな発言をされました。私もまさしく——うちの町は今、若い人たちがどの程度希望されているのかなというふうなことで町のホームページ等を利用させていただいて、ちょっと資料を提示したいと思いますので、切り替えていただきたいと思います。

(パワーポイントを使用) これはラスパイレス指数といいまして、給料とか定員管理についてのグラフなんですけど、江北町は類似団体の平均より大分高いです。町のホームページ

を見てみましたら、平成20年からずっと載っております。令和6年まで17年間、1回もよその町より下回ることがないんですよ、このグラフというか、数値から言ったらね。ということは、給料とか定員管理については、よそより大分我が町は裕福だというようなことで——裕福かどうかは分らないですね。

次の表なんですけど、これが一応行政職の級別職員数の表なんですけど、これについてもやっぱり先ほど町長が言われたとおり、真ん中のほうがちょっと厚いかなというふうな感じですよ。

その次、これも一緒です。等級数で比較すれば、5年前から比べれば1級あたりは大分少なくなっております。3級あたりの数がぐっと伸びて、あと上に従って少なくなっているというような状況だと思います。

これが5年前との比較なんですけど、昨日総務政策課のほうに行ってちょっとお話をさせていただいたんですけど、よその町も変わらなぐらいの年齢構成ですよと言われたものの、うちの町もやっぱり高齢化といいますか、5年前に比べれば若手の職員さんが少ないというような状況になっております。

これが令和6年8月に——これは土渕議員の資料だということでしたけど、今現在の我が町の職員数、条例定数でいえば120名、常勤が95名、会計年度任用職員が55名で、再任用が6名というようなことで、条例定数からいえば、うちは常勤95名の再任用の6名の101名で条例定数より大分下回っているというようなことで、数年前よりは数も少ないですよというような説明をしてもらったんですけど、ちょっと私もびんときませんでした。

何を私は言いたいかというと、この数字からいって、町長が言う、若い人たちが本当に町を希望されているかというようなことで、いろんな資料を見た中で言えば、佐賀新聞の「さが企業ナビ」というようなことで載っておった数値をちょっと紹介したいと思います。大卒の就職率過去最高を更新、県内企業への就職、県が後押しというようなことですね。この中でいろんな数値が出ておりました。2025年3月、高校生の県内就職率は66.3%、昨年と比べて0.4ポイントの上昇だそうです。大学生に至っては29.4%、これは昨年からすれば0.6ポイントの上昇というようなことです。ただ、これは企業の話なんですよ。この人たちが今、行政に就職されているかというと、ほとんどないじゃないかなというような感じがいたします。我が町にとっても、今月ですね、統一試験に3名程度の募集をかけられておりますけど、そうした中で、高校生だとか大学生が本当に受験をしてもらえるのかというのが心配でなら

んですけど、町長、その状況は話せますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今、西原議員おっしゃったように、残念ながら、新卒時点での就職先として、公務員はなかなか選んでいただけていない状況です。国家公務員も受験競争率が過去最低とか言っていましたかね。なので、ある意味、景気がいいというところもあるのかもしれませんが、残念ながら、やはり就職先として最初から公務員ということは選んでいただけていないと、うちの町だけじゃなくてですね。

これが如実に分かるのが、結果的に今回5名採用をしましたけど、社会人を3名程度で募集しました。今回58名応募をしてくれました。今おっしゃったように、今月、統一試験があります。これは新卒が大体前提になっています。同じく3名程度で募集しましたが、今回、ほぼ新卒者が15名応募してくれました。正直15名も応募してくれてありがたいと思いました。というのは、今回やっぱり少し掘り起こしみたいなこともやったんですよ。なので、何とか15名は確保できました。

先ほど課長が言ったように、昔はよく金の卵とか言っていましたけれども、今は新卒者も争奪戦。ただ、だからといって、さっき言ったように——まだ社会人の採用試験をしていない自治体もあります。随時の試験をしていないところもあります。そうすると、本当にここだけで採用しないといけないわけですけども、そういう意味では、江北町は先に考え方を少し切り替えて、やっぱり社会人も随時採用しようということで何とかまず社会人を5名採用できたんです。ただ、状況だけでいけば、今のいろんな仕事を選べて、そしていろんな転職ができて、公務員だって今はいろんな形で転職ができる時代の中では、最初から新卒の就職先として公務員というのは、残念ながらなかなか選んでいただけていない状況というのはおっしゃるとおりだと思います。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

そしたら、2問目の質問に入りたいと思います。

現在、我が町の職員で技術職員として採用された職員の人数と配置されている課をお聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の御質問にお答えします。

技術職として採用された職員とのことでございますけれども、採用試験の試験区分が土木として採用された職員ということでお答えしたいと思います。

まず、8月1日時点における土木採用職員については全部で14名でございます。このうち7名が地域づくり課、4名が町民生活課、残りはこども教育課、農業委員会事務局、会計室にそれぞれ1名ずつ勤務をしております。

以上でございます。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

先ほど技術職の配置を説明いただきました。この中で、町民生活課に4名というようなことで、これは上下水道系の職員だと思います。私が今回の改革に反対させていただいたのはここなんですよね。大雨のときに4名の職員さんで本当に対応できたかというようなことで参事にお聞きしたかったんです。本来であれば、前の課でいえば基盤整備課に下水道係があるとなれば、課長命でほとんどの職員さんが出動するわけなんです。何でかといったら、広範囲にわたっていろんな対応をしなければならなかったりするから。ただ、今回、町民生活課に4名の下水道の職員さんが配置されたことについて、この間の大雨のときの対応は参事としてどう思われますか、人数の配置。

○井上敏文議長

町民生活課参事。

○町民生活課参事（武富和隆）

西原議員の質問にお答えします。

今回の大雨への対応としましては、まず、一般の避難所の対応につきましても、ほかの部署の関係でも町民生活課内でも避難所の対応をされております。上下水道系の職員につきま

しては現場対応ということで、私を含めて4名で対応しております。その中で、どうしても現場がいろいろ町内にありますので、そこではおのおの対応していく必要があると考えております。

ただ、ちょっと反省点もありますけれども、現場の対応と、あと指示系統をしっかりとするためには、役場のほうに1人が残って対応するべきではなかったかと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

そこは課長の職員の配置の問題だと思います、采配のですね。場合によっては、その課の仕事しかしちゃいけないということでもないものですから、本当は課を横断してでも、足らなかったらやっぱり応援を求めるということが大事だと思います。何でかという、昔から基盤整備課があったわけじゃないんですよ。御存じのとおり、昔は環境課がありまして、水道と下水道とごみを見ていた。私になってから技術職員をそこに集約したらどうかということで基盤整備課というのをつくったんですけど、やはりよしあしありました。そうやって技術職員同士の融通というのは利く一方で、やはり先ほどから少し話しているマネジメントといいましょうか、例えば、いろんな事案に対する報告とか、また、そこでの判断とか、そこでのさばきとか、説明とか、やっぱりそういうところが手薄だったのが、これまでいろんな形で御質問いただいたり、御指摘いただいていた宿題がたくさんあったということなんです。ですから、恐らくこれからはそうではなくて、さっき言ったように、事務も技術も含めて1つのチームとして力を発揮するという形がいいんじゃないかなと。だから、もちろん宮本地域づくり課長は技術も担当して大変です。けれども、そこにはそれぞれ課長代理がおって、1人は技術の課長代理です。ですから、課長、課長代理、係長、担当も含めてのきちんとした役割分担等、それを課長がきちんとさばけるかということなんじゃないかなと思います。

あと1個だけにしますが、過去、例えば平成12年、平成15年、平成18年、平成20年のうち土木しか採用試験をしていないんですよ。だから、先ほど技術職、技術職と言われますけど、採用が土木というだけで、実際、学校とかをいろいろ見ていると、必ずしも技術職というほど技術の勉強をしたわけではなくて、そのときの採用試験が土木だったから、土木で採

用されたという職員もおったりします。

そういう意味では、今回、実は佐賀農業高校の生徒、いわゆる農業土木コースの生徒で、うちが事務と書いているものですから、自分たちは受けられないと思っている子が結構いたんです。土木ですので、自分は事務を受けられないでしょうとか言うんですけど、今、役場の職員の中でも本当に技術の仕事しかしていない職員はいません。ですから、今回の反省というか、次に生かすとするば、職員の区分も、事務とか技術とかじゃなくて、言ってみれば、職員ということで募集したほうがいいかなというのは今後の改善点かなと思っております。

以上です。

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

3 問目に聞こうと思っていたのを町長が答えられてしまってですね。

本当に私の知り合いも、佐農の農業土木コースを出たやつがここ数年いたんですよ。どこに就職するねと聞いたときに県庁と言うわけですよ。どうしてと言ったら、江北町は募集がないのでと言っていました。2 名ほどいました。実際、町長も表敬訪問されたときに、どこに就職するねと言われたときに県庁ですと言われて、何でと言ったら、江北町に募集がないのでと、そういうことなんですよ。だから、ちょっと3 問目で聞きたかったんですけど。

3 問目はちょっと視点を変えて、こういうことを言って町長に大変失礼かもしれんですけど、愛知県新城市、若手の離職防止特命チームとして「Z 世代課」だそうです。全員が30 歳未満で、市長に提言とか市役所の職場の環境改善を目指す特命チームを6 月に発足されたということです。そういった中で、その記事を読んでいると、いろんな若手の意見を町長に提言されるというようなことなんです。課長に聞いたら、うちの町もアンケートは取られたというようなことでしたけど、そういった若手の意見を集約できるような場所があってもいいんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺について総務政策課長に最後お聞きしたいと思いますけど。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の再質問にお答えしたいと思います。

愛知県新城市の「Z世代課」、若手の意見を町長に提案をするような仕組みをとということだと思います。仕組みをつくらずとも、私個人的には、皆さんはどんどん町長のほうに御意見を言っていて構わないということだと思います。ただ、町長もお忙しくされていますので、その時間が取れる、取れないというのはあると思いますけれども、そういった仕組みが必要であれば、我が町にもつくることはできるんじゃないかということで今考えております。ありがとうございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

やっぱりそれぞれの役職だと思います。正直、私は課長にはめちゃくちゃ厳しいです。だって課長ですからね。今、課長という名前がついているのは役場に5人しかいません。町長部局に4人、それと教育委員会に1人。それ以外は課長級というか、参事級でありますけど、局長、室長、事務局長なんですよ。課長というところは係が多分4名ずつぐらいいますけれども、4つの係それぞれに係長がいて、しかも、課長代理2人を抱える課長なんです。言ってみれば、それぞれの部門の長なんですよ。だから、やっぱりそれは責任者として私も厳しく——だってオーダーがありますからね。でも、担当者の者は、もちろん担当者にも厳しく言うときもありますけれども、基本的に指導したり教育したりするのは、やはり課長とか課長代理とか係長の仕事だと私は正直思います。それを全部自分が厳しく言わないといけないから、うちの町長はひどく言うとかよく言われますけど、それはみんながそうしてくれれば、そうすることが本当は役場全体が成長するということなんだと思います。

何を言いたいかというと、結構若い職員には軽口も含めていろんな話はしています。そういう中ではなかなか言えないかもしれませんが、比較的若い職員とは何かシビアな話じゃないところでは話せているかなと思います。

ちなみに「残業キャンセル界限」を知ってありますか。「残業キャンセル界限」ですよ、全く分らないでしょう。私も全く分らなかったです。「界限」というのは、最近そういう人たちのことを「何とか界限」と言うんですよ、同じような考え。しかも「残業キャンセル界限」というのは何かというと、しないといけない仕事があるのに、定時になったら残業をしろと言われても残業しないで帰る人たちを「残業キャンセル界限」といって、これが若い人には今結構多いらしいです。うちの役場にはいないと思いますけど。というふうに、確か

に若い人たちのそういう生態と言うといけませんけど、考え方を知るといというのは大事だなと。聞かないと思いつきもしませんから。だから、やっぱり上の人たちからすれば、いやいや、今日は帰っちゃいかんやろう、あの仕事をあしたまでにしないとイケないのにとっても、いや、定時ですからと言って帰る人たちのことを「残業キャンセル界限」と言うんです。でも、結構これが今主流になりつつあるらしいので、やっぱりそういうのは話してみないと分からないこともたくさんあるんだなと。どう対処するかはちょっとまだ分かりませんが、おっしゃるところでいけば、やはり若い人たちの考え方を知るといというのは大事だなと改めて思ったところです。

以上です。

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

先ほど新城市の紹介をしました。課長の27歳の男性が言うには、同世代が働きたいと思える市役所にしたいと。私もそうなんです、若い人が働きやすい市役所にしたいと。さらには、仕事が特定の人に偏りがち、気軽に相談できる場が欲しいと言われており、うちの町にも、そういった若手が話し合える場があってもいいんじゃないかなというようなことで考えておりますので、ぜひ課長にそういった場をつくっていただきたいと思います。これは要望して、一般質問を終わりたいと思います。本当にありがとうございました。

○井上敏文議長

8 番西原好文議員の一般質問をこれで終わります。

以上で本日の日程の一般質問は終了したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこれにて終了いたします。

なお、一般質問2日目は明日午前9時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時28分 散会